

大崎上島町障害者福祉計画

障害者基本法に基づく障害者基本計画【平成 30 年度～令和5年度】

障害者総合支援法に基づく第6期障害福祉計画【令和3年度～令和5年度】

児童福祉法に基づく第 2 期障害児福祉計画【令和3年度～令和5年度】

令和3年3月

大崎上島町



目次

第1部 総論（計画の基本方向）

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	4
3 計画の位置づけ	4
4 計画の概要	5
第2章 大崎上島町の障害のある方の状況	7
1 人口の動向	7
2 障害のある方の状況	8
3 住民意識調査からみられる状況	13
第3章 計画の基本方針	24
1 基本方針	24
2 計画の理念	24
3 障害者施策の基本的視点	25
4 施策の基本目標	26
5 施策の体系	27

第2部 大崎上島町障害者基本計画

基本目標1 住み慣れた地域における福祉基盤の充実	29
1 相談及び生活支援体制の充実	29
2 権利擁護の推進	32
3 こころと身体健康支援	34
4 自立を目指した生活支援の充実	37
基本目標2 一人ひとりが輝き活躍できる地域の推進	41
1 育ちと学びの支援	41
2 職業的自立の促進	44
3 多様な活動への参加の推進	46
基本目標3 誰もが安心安全に暮らせるまちづくり	48
1 温もりの地域づくり	48
2 安心安全な暮らしを支える地域づくり	51

第3部 第6期大崎上島町障害福祉計画

第1章 障害福祉サービスの概要と目標	55
1 障害福祉サービスの概要.....	55
2 成果目標.....	59
第2章 自立支援給付サービスの推進	63
1 介護給付・訓練等給付サービスの見込みと確保策.....	63
2 その他の自立支援給付サービス.....	68
第3章 地域生活支援事業の推進	69
1 地域生活支援事業の概要.....	69
2 地域生活支援事業の見込みと実施方策.....	70

第4部 第2期大崎上島町障害児福祉計画

第1章 障害児福祉サービスの概要と目標	77
1 障害児福祉サービスの概要.....	77
2 成果目標.....	78
第2章 障害児福祉サービス等の推進	80
1 障害児福祉サービス実績・見込み量と確保の方策.....	80
2 障害のある児童の子育て支援・発達障害者等への支援.....	82

第5部 資料

1 大崎上島町障害福祉計画策定会議要綱.....	83
2 大崎上島町障害福祉計画策定会議委員名簿.....	84
3 策定経過.....	85
4 参考（障害者手帳について）.....	86

第1部 総論（計画の基本方向）

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の背景

近年、障害のある方たちの権利を守るという動きや、障害のある方とない方が共に支え合いながら地域で暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進んできました。

平成28年度に施行された改正障害者雇用促進法と障害者差別解消法について、経済的自立の支援に向けた具体的な取り組みが進みつつあるのと同時に、過重な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮が行われなければならないと定められており、職場や施設等でそのような取り組みが進んでいます。

また、平成30年4月から施行された改正障害者総合支援法では、障害のある方が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとしています。また、これまでも発達において支援が必要な児童に対する支援を行ってきていますが、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図るべく、障害児福祉計画を策定して平成30年度から推進しています。障害のある方の活躍の場の拡大に向けた取り組みを進めていく中で、官民間問わず、障害のある方が働きやすい環境をつくり、また、全ての労働者にとっても働きやすい場をつくることを目指すことが重要であるという観点から、「障害者雇用促進法」は令和元年に改正され、段階的に施行されています。

あわせて、国の障害者基本計画（第4次計画）が平成30年3月に閣議決定されており、障害のある方の社会参加をさらに促進し、様々な場面で活躍を支援しながら共生社会を実現していくことが目標となっています。

このような動向を踏まえつつ、これまでの計画・取り組みを見直し、町における障害者福祉施策の計画的な推進を図ることを目的に、本計画を策定します。

●障害者施策の動向

時 期	国 の 障 害 者 施 策 動 向
平成 24 年度	「障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)」施行
平成 25 年度	「障害者優先調達推進法(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)」施行 「障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)」施行 「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」成立 「障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」成立 「第3次障害者基本計画(計画期間 平成 25～29 年度)」公表
平成 26 年度	「障害者総合支援法」施行に伴う支援の変更 「障害者権利条約」の国会承認 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」施行
平成 27 年度	「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行
平成 28 年度	「障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」施行 「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律)」成立 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
平成 29 年度	「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定
平成 30 年度	「障害者総合支援法」一部改正施行 自立生活援助・就労定着支援の新設 「児童福祉法」の一部改正施行 居宅訪問型児童発達支援の新設 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正施行 平成 30 年 4 月改正「社会福祉法」施行 改正「バリアフリー法」成立 「障害者における文化芸術活動の推進に関する法律」の施行
令和元年度	改正「障害者雇用促進法」成立(令和元年 6 月、9 月／令和 2 年 4 月施行) 「読書バリアフリー法」成立 改正「社会福祉法」成立 改正「バリアフリー法」成立(令和 3 年 4 月施行)

また、令和2年5月に「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」の見直しが示され、障害者福祉施策の推進に向けて、以下のような基本的な考え方に基づき、障害福祉サービスなどの必要量を見込み、その確保のための方策を示します。

●基本指針の概要

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。 - 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度	
2. 基本指針見直しの主なポイント - 地域における生活の維持及び継続の推進 - 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 - 相談支援体制の充実・強化等 - 障害福祉人材の確保 - 福祉施設から一般就労への移行等 - 発達障害者等支援の一層の充実 - 障害者の社会参加を支える取組 「地域共生社会」の実現に向けた取組 - 障害児通所支援等の地域支援体制の整備 - 障害福祉サービス等の質の向上	
3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標) ① 施設入所者の地域生活への移行 - 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上 - 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 - 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新) - 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減) - 退院率: 3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準) ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 - 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討	④ 福祉施設から一般就労への移行等 - 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍 うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新) - 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新) - 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新) ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等 - 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置 - 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新) - 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 - 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保 - 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新) ⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】 - 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保 ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】 - 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
- ② 福祉施設から一般就労への移行等
- ③ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ④ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ⑦ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑧ 障害者の社会参加を支える取組
- ⑨ 障害福祉サービス等の質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保

2 計画の目的

障害のある方を支える制度がどのような制度であっても、またどのように変わっても、障害者福祉の大きな目標は、『障害のある方の地域社会での共生と地域社会での自立』が基本です。障害者福祉制度の変化を踏まえながらも、障害のある方が住み慣れた町で安心して暮らし続けられるように、地域と行政が協働し、また、一人ひとりが支え合うまちづくりを積極的に推進するため、この計画を策定します。

3 計画の位置づけ

大崎上島町障害者福祉計画は、障害者基本計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画によって構成されますが、それぞれ法律上の根拠は次にあげるように、市町村に策定が義務付けられているものです。

(1) 大崎上島町障害者基本計画

障害者基本法第11条に定める市町村の障害者のための施策に関する基本的な計画については、「大崎上島町障害者基本計画」とし、障害者施策全般の基本的方向性と目標を掲げる中長期の計画であるとともに、障害のある方の暮らしを取り巻く広範囲な施策分野を含みます。

(2) 大崎上島町障害福祉計画

障害者総合支援法第88条で定める市町村計画で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の見込み量及び数値目標を設定します。

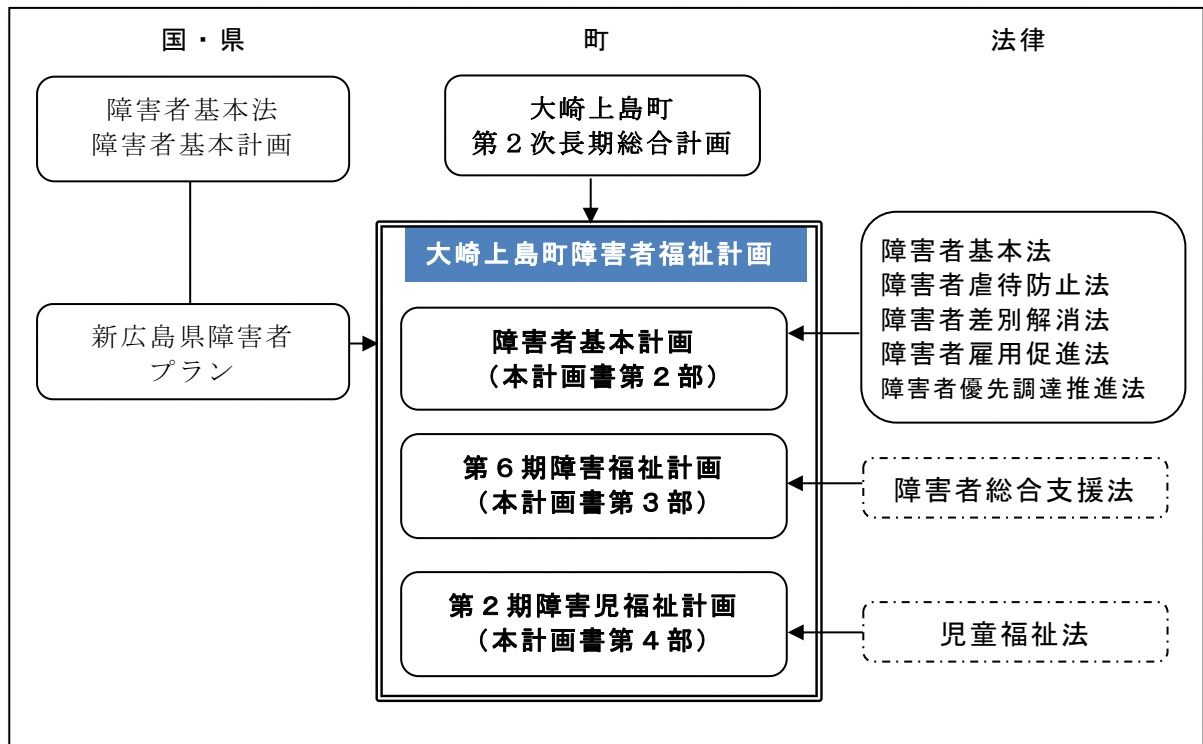
(3) 大崎上島町障害児福祉計画

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成30年より施行されるに伴い、児童福祉法第33条の20により市町村障害児福祉計画の策定が義務付けられました。障害児支援のニーズの多様化にきめ細かに対応するための支援や、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備に関する各種数値を取りまとめます。

(4) その他

「大崎上島町第2次長期総合計画」や町の各種保健福祉計画と連携した取り組みを基本とするほか、国・県の上位・関連計画等と整合性を図ります。

●計画の構成と位置づけ



4 計画の概要

(1) 計画の対象

「障害のある方」とは、「障害者基本法第2条」に示される「身体障害、知的障害または精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と称する）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とされています。この考え方を基本とし、難病に起因する身体上や精神上的の障害、高次脳機能障害や自閉症等で長期にわたり生活上の支障がある人などにも配慮して、障害のある方を計画の対象とします。

(2) 計画期間

大崎上島町障害者基本計画は平成30年度から令和5年度までを計画期間とします。

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画は令和3年度から令和5年度までを計画期間とし、基本的に令和5年度の目標を設定しています。

●計画期間

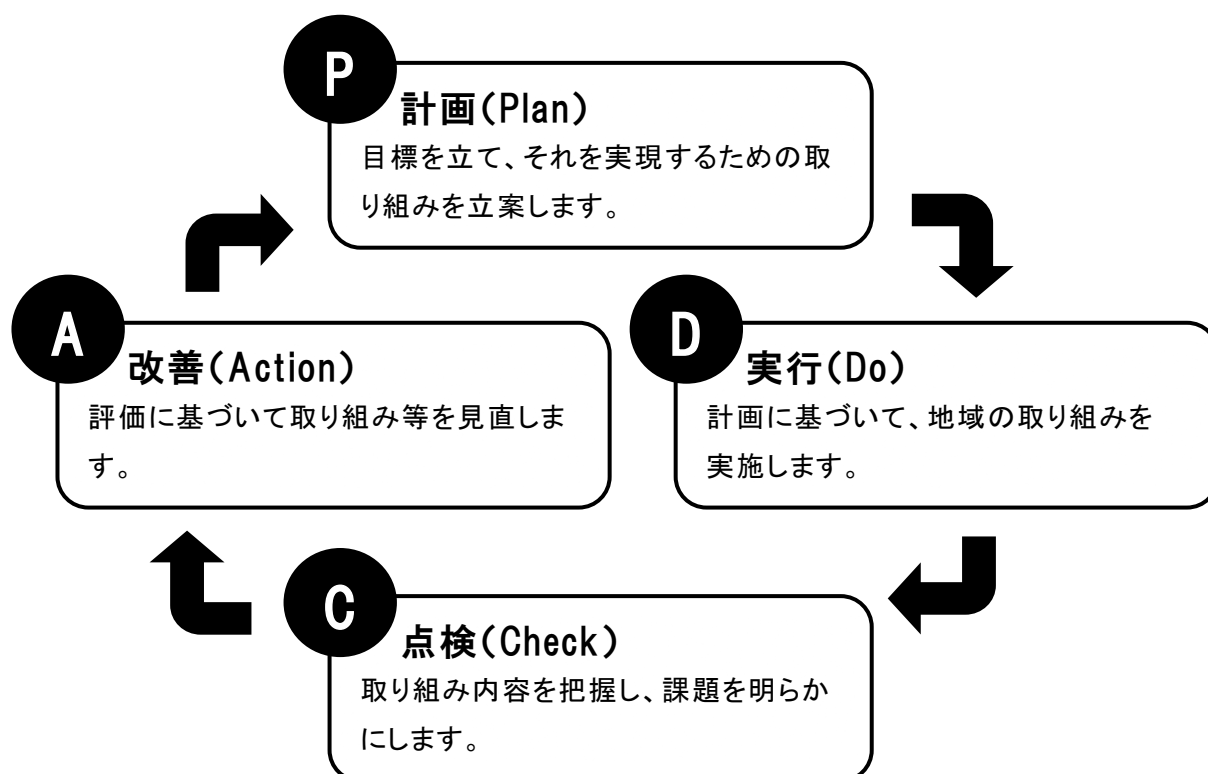
	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
障害者基本計画	←—————→					—————→
障害福祉計画	-----→	第5期	-----→		第6期	—————→
障害児福祉計画	-----→	第1期	-----→		第2期	—————→

(3) 計画の策定と推進

計画の策定にあたっては、障害関係者、保健医療福祉関係者、サービス提供事業者、行政関係者等からなる「大崎上島町障害福祉計画策定会議」を組織し、協議を重ねて策定しました。

今後は、障害者施策の点検や協議をする体制として、地域自立支援協議会に、取り組み状況等を報告し、ご意見をいただきながら、施策の着実な推進を図ります。

●PDCAサイクルのイメージ



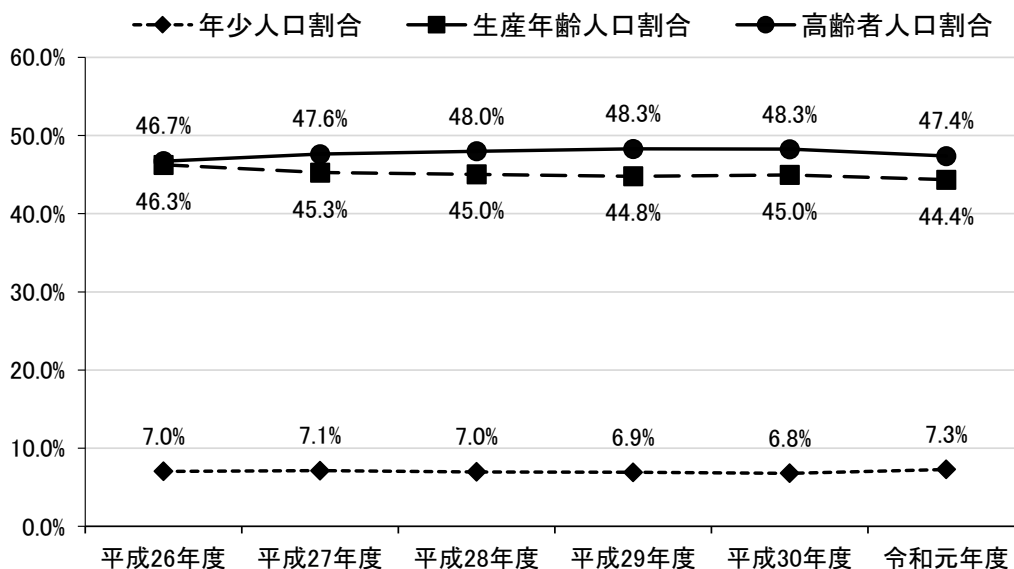
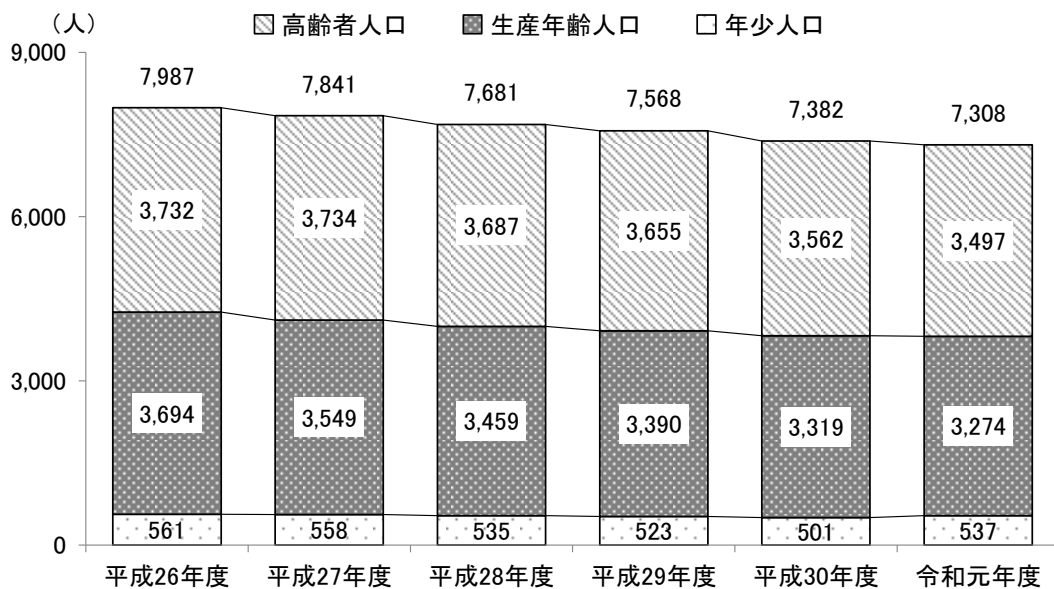
第2章 大崎上島町の障害のある方の状況

1 人口の動向

総人口は平成26年度末の7,987人から令和元年度は7,308人と減少していますが、平成30年度から令和元年度は74人減と減少幅が縮小しており、年少人口が微増しています。

年齢構成は、生産年齢人口と高齢者人口が減少しており、生産年齢人口割合は各年度45%程度で、令和元年度は44.4%となっています、高齢者人口は令和元年度で3,500人を下回り、高齢者人口割合は48%を超えて推移していましたが、令和元年度では47.4%となっています。

●人口の動向（各年度末現在）



（住民基本台帳）

2 障害のある方の状況

(1) 障害者手帳交付状況

①障害者手帳交付数

障害者手帳の交付数は、平成27年度は695人でしたが、減少しており、令和元年度は618人となっています。種類別では、身体障害者手帳の割合が最も多く、全体の70%以上を占めていますが、交付数は減少傾向で平成27年度の562人から令和元年度は472人となっています。療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の交付数は、各年で60～70人台で推移しており、精神障害者保健福祉手帳の交付数は、平成27年度の65人から令和元年度は77人と増加しています。

●障害者手帳交付状況（各年度末現在）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障害者手帳	562	549	519	483	472
療育手帳	68	73	77	69	69
精神障害者 保健福祉手帳	65	60	74	76	77
合計	695	682	670	628	618

（町調べ）

②身体障害者手帳

身体障害者手帳交付状況は、等級別では4級が全体の30%前後、1級と3級がそれぞれ25%前後と多くなっています。年齢別では65歳以上が全体の80%を超えて多く、ついで18～64歳が14%前後で多くなっています。障害種類別では、肢体不自由が全体の55%前後と多くみられます。

●等級別身体障害者手帳交付状況（各年度末現在）

（人）	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1級	138	123	121
2級	40	35	37
3級	116	104	100
4級	151	146	143
5級	33	35	33
6級	41	40	38
計	519	483	472

（町調べ）

●年齢区分別身体障害者手帳交付状況（各年度末現在）

（人）	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
0～17 歳	3	3	3
18～64 歳	73	65	63
65 歳以上	443	415	406
計	519	483	472

（町調べ）

●障害種類別身体障害者手帳交付状況（各年度末現在）

（人）	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障害	27	27	28
聴覚・平衡機能障害	54	49	47
音声・言語・そしゃく機能障害	3	3	3
肢体不自由	290	269	257
内部障害	145	135	137
計	519	483	472

（町調べ）

③療育手帳

療育手帳交付状況は、程度別ではA、Bともおおむね同程度で推移していますが、Aは平成29年度の38人から令和元年度の30人に減少し、Bは平成29年度の39人、令和元年度も39人と同数となっています。年齢別では18～64歳が全体の60%を超えて多く、18歳未満と65歳以上がそれぞれ10人強となっています。

●程度別療育手帳交付状況（各年度末現在）

（人）	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
重 度(A)	38	32	30
軽 度(B)	39	37	39
計	77	69	69

（町調べ）

●年齢区分別療育手帳交付状況（各年度現在）

（人）	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
0～17 歳	15	12	11
18～64 歳	51	47	47
65 歳以上	11	10	11
計	77	69	69

（町調べ）

④精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳交付者数は増加傾向で、等級別では、2級が全体の70%を超えており、平成29年度の56人から令和元年度は58人となっています。年齢別では18歳以上が全体の90%を超えて大半を占めています。

●等級別精神障害者保健福祉手帳交付状況等（各年度末現在）

（人）	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1級	6	6	8
2級	56	59	58
3級	12	11	11
計	74	76	77

（町調べ）

●年齢区分別精神障害者保健福祉手帳交付状況（各年度末現在）

（人）	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	0	1	2
18 歳以上	74	75	75
計	74	76	77

（町調べ）

(2) 福祉サービス等の状況

①医療費受給状況

原因が不明で治療法が確立されてない疾病や慢性的でさまざまな負担の大きい疾患を難病と呼び、そのなかで指定された疾患を特定疾患として、医療費等が一部公費負担されています。令和元年度の各種助成の受給者数では、特定疾患医療受給者は61人、小児慢性特定疾患医療受給者は2人となっています。

●特定疾患医療受給者証交付状況（各年度末現在）

（人）	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特定疾患医療受給者	75	53	61
小児慢性特定疾患医療受給者	2	2	2

（町調べ）

自立支援医療受給者は微増しており、その中では精神通院が最も多く、令和元年度は精神通院が106人、更生医療が22人、育成医療が1人となっています。

●自立支援医療等受給者数の推移（各年度末現在）

（人）	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
自立支援医療(精神通院)	98	94	106
自立支援医療(更生医療)	15	16	22
自立支援医療(育成医療)	1	2	1

（町調べ）

令和元年度の重度心身障害者医療費助成受給者は306人となっています。

●重度心身障害者医療費助成受給者数の推移（各年度末現在）

（人）	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
重度心身障害者医療費助成受給者	337	314	306

（町調べ）

近年の身体障害のある方の補装具費の支給状況は、購入・修理の合計は18・19件となっています。

●身体障害のある方の補装具費の支給状況（各年度末現在）

（件）	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
購 入	7	8	7
修 理	11	11	11
合 計	18	19	18

（町調べ）

②福祉手当等

令和元年度の福祉手当等の受給者数は、特別障害者手当は3人、障害児福祉手当は1人、特別児童扶養手当は12人、心身障害者扶養共済制度は18人となっています。

●各種福祉手当支給者数の推移（各年度）

(人)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特別障害者手当		3	3	3
障害児福祉手当		1	0	1
特別児童扶養手当		14	15	12
心身障害者扶養共済制度		27	20	18
在宅重度障害者福祉手当	在宅重度知的障害者福祉手当	0	0	0
	ねたきり身体障害者福祉手当	0	0	0

(町調べ)

●その他福祉サービスの実施状況

	概要等	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
大崎上島町 身体・知的障害者通院助成金 支給事業	身体障害者手帳3級(1種)以上、療育手帳A以上(18歳未満はB以上)の方が島外にフェリーで通院する場合、1日1,000円(月5日まで)を助成する。	延 191 人	延 162 人	延 126 人
大崎上島町 精神障害者通院助成金支給 事業	精神障害者保健福祉手帳1級から3級を所持する方が島外にフェリーで通院する場合、1日1,000円(月5日まで)を助成する。	延 125 人	延 115 人	延 110 人
大崎上島町 じん臓障害者通院助成金 支給事業	じん臓に障害のある方が透析のために通院する場合、交通費実費の4分の3を助成する。	延 186 人	延 166 人	延 149 人
外出支援 サービス事業	公共交通機関の利用が困難な高齢の方や障害のある方を対象に移動を支援する。	登録者 98 人	登録者 93 人	登録者 106 人
配食サービス 事業	高齢の方・障害のある方の世帯で調理が困難な人を対象に、1日に1回食事を届ける。	利用者 77 人	利用者 72 人	利用者数 73 人

(町調べ)

3 住民意識調査からみられる状況

(1) 調査概要

大崎上島町におけるこれまでの障害者施策の取り組みを点検し、今後の障害者福祉を方向づけていくため、町民の皆様の障害者福祉に対する日ごろのお考えやご意見、ご要望等を把握し、計画見直しの基礎資料とするため、令和2年7月から8月にかけて本調査を実施しました。

● 回答状況

配付数	回答数	回答率
600 件	327 件	54.5%

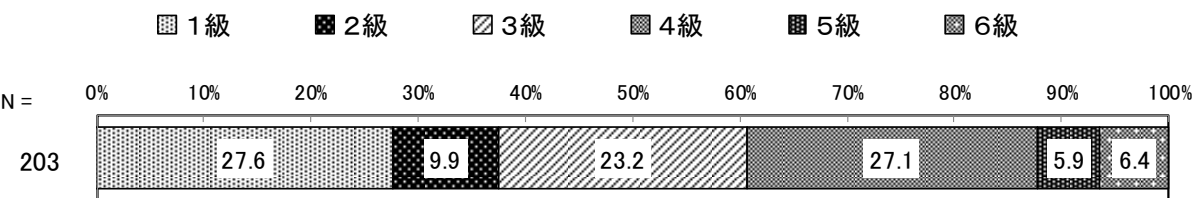
(2) 障害・暮らしの状況等

① 障害者手帳の交付状況

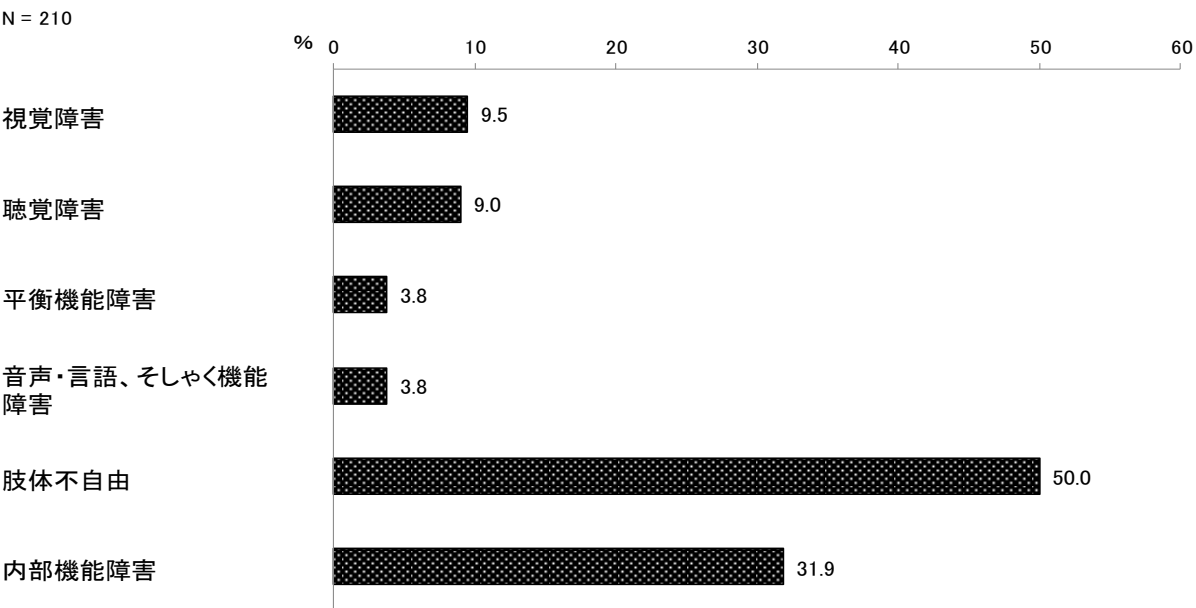
1) 身体障害者手帳

回答者の62.1%が身体障害者手帳を交付されており、等級は、「1級」が27.6%、「4級」が27.1%と多く、「3級」が23.2%と続いています。手帳の種類は、「肢体不自由」が50.0%と最も多く、「内部機能障害」が31.9%、「視覚障害」が9.5%、「聴覚障害」が9.0%となっています。

問4 身体障害者手帳(等級) [%]



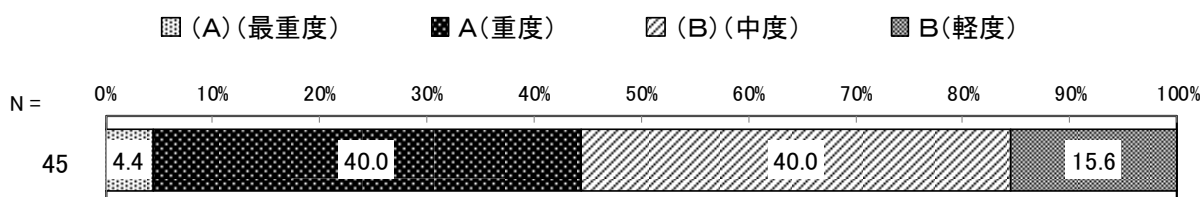
問4 身体障害者手帳(種類) [%・複数回答]



2)療育手帳

「A（重度）」と「B（中度）」がともに40.0%と多く、「B（軽度）」が15.6%と続いています。

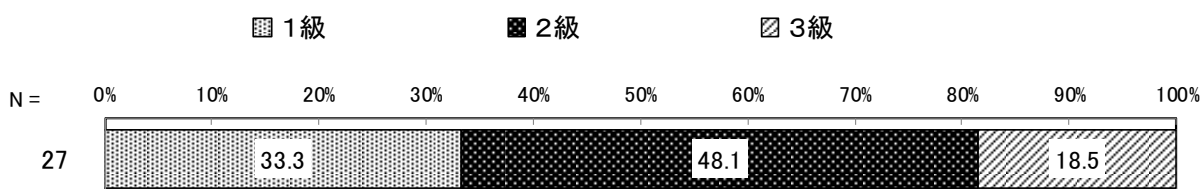
問4 療育手帳[%]



3)精神障害者保健福祉手帳

「2級」が48.1%と多く、「1級」が33.3%、「3級」が18.5%となっています。

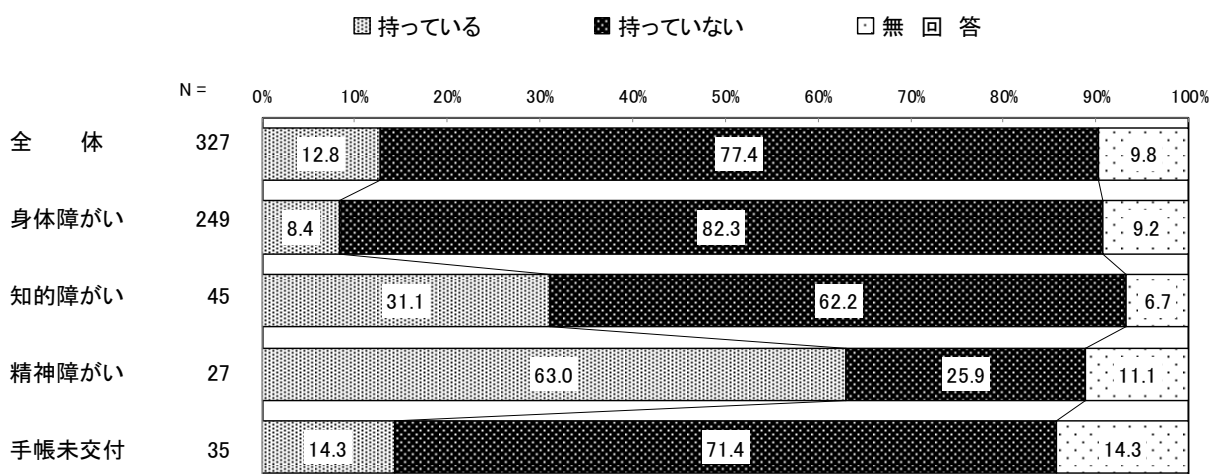
問4 精神障害者保健福祉手帳[%]



4)自立支援医療(精神通院)受給者証

「持っていない」が77.4%と多く、「持っている」が12.8%となっています。

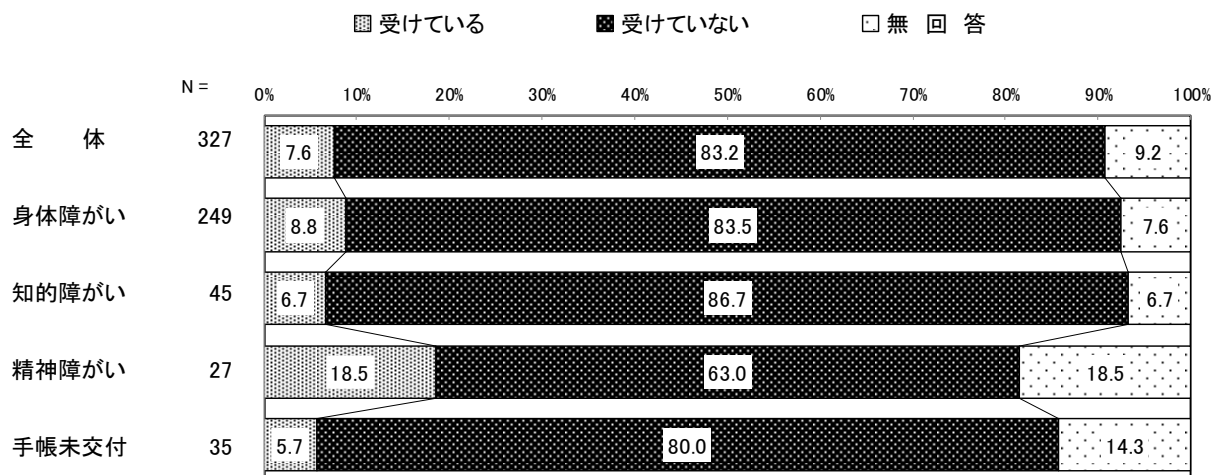
問5 自立支援医療(精神通院)受給者証[%]



5) 難病(特定疾患)の認定

「受けていない」が83.2%と多く、「受けている」が7.6%となっています。

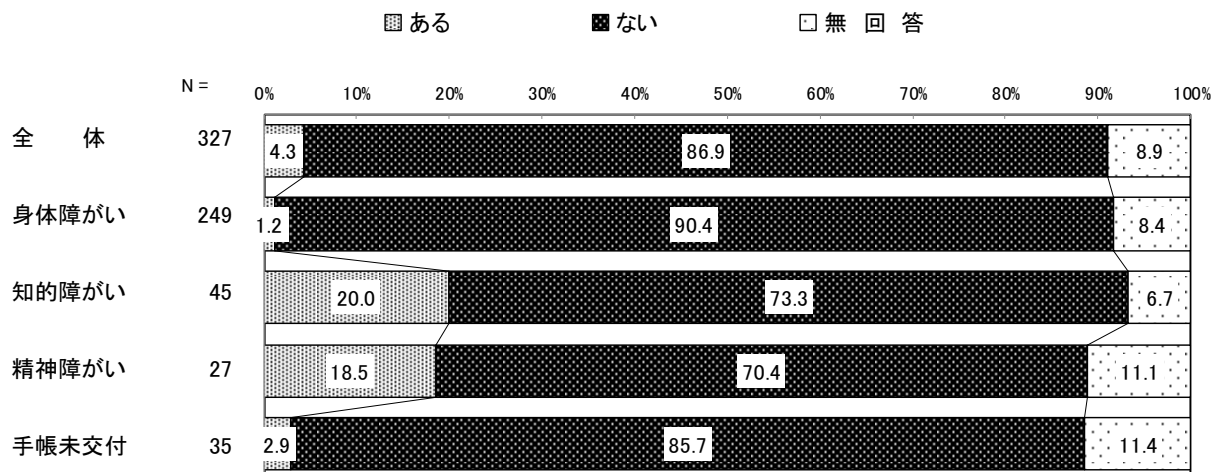
問6 難病(特定疾患)の認定[%]



6) 発達障害の診断

「ない」が86.9%と多く、「ある」が4.3%となっています。

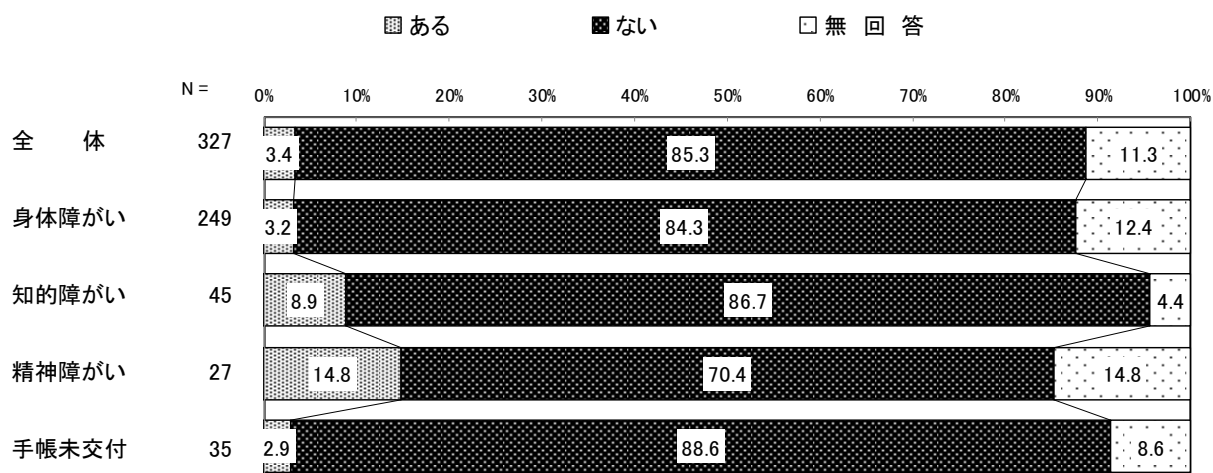
問7 発達障害の診断[%]



7) 高次脳機能障害の診断

「ない」が85.3%と多く、「ある」が3.4%となっています。

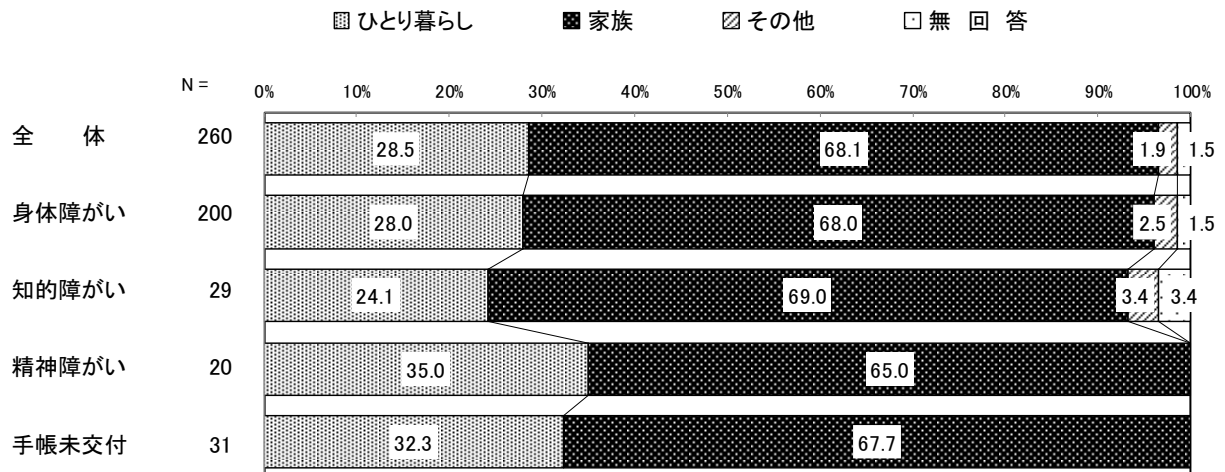
問8 高次脳機能障害の診断[%]



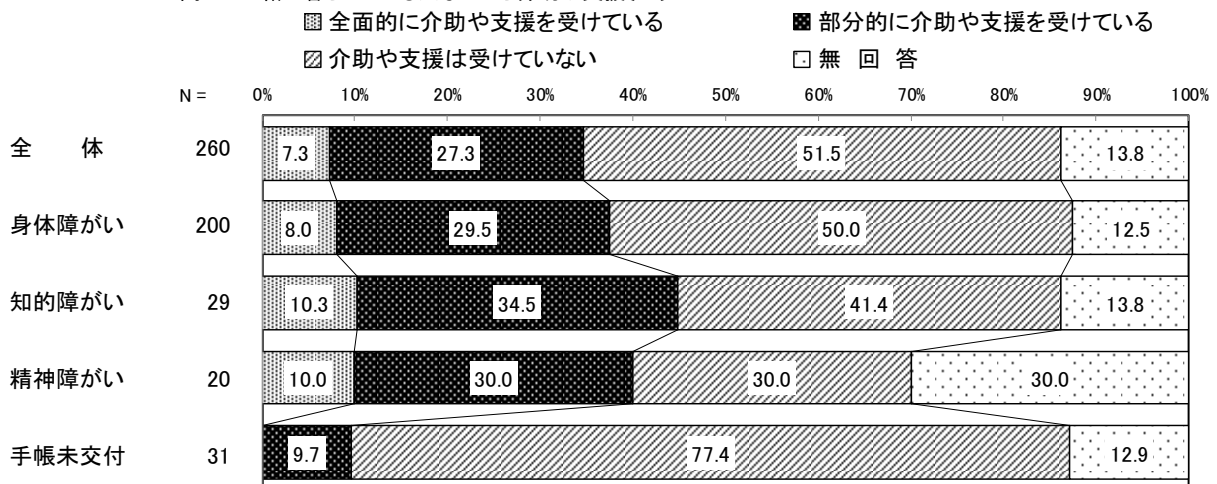
②同居家族

「家族」が68.1%と多く、「ひとり暮らし」が28.5%と続いています。
一緒に暮らしている人等から「介助や支援は受けていない」が51.5%と多く、「部分的に介助や支援を受けている」が27.3%と続いています。

問12 一緒に暮らしている人〔%〕



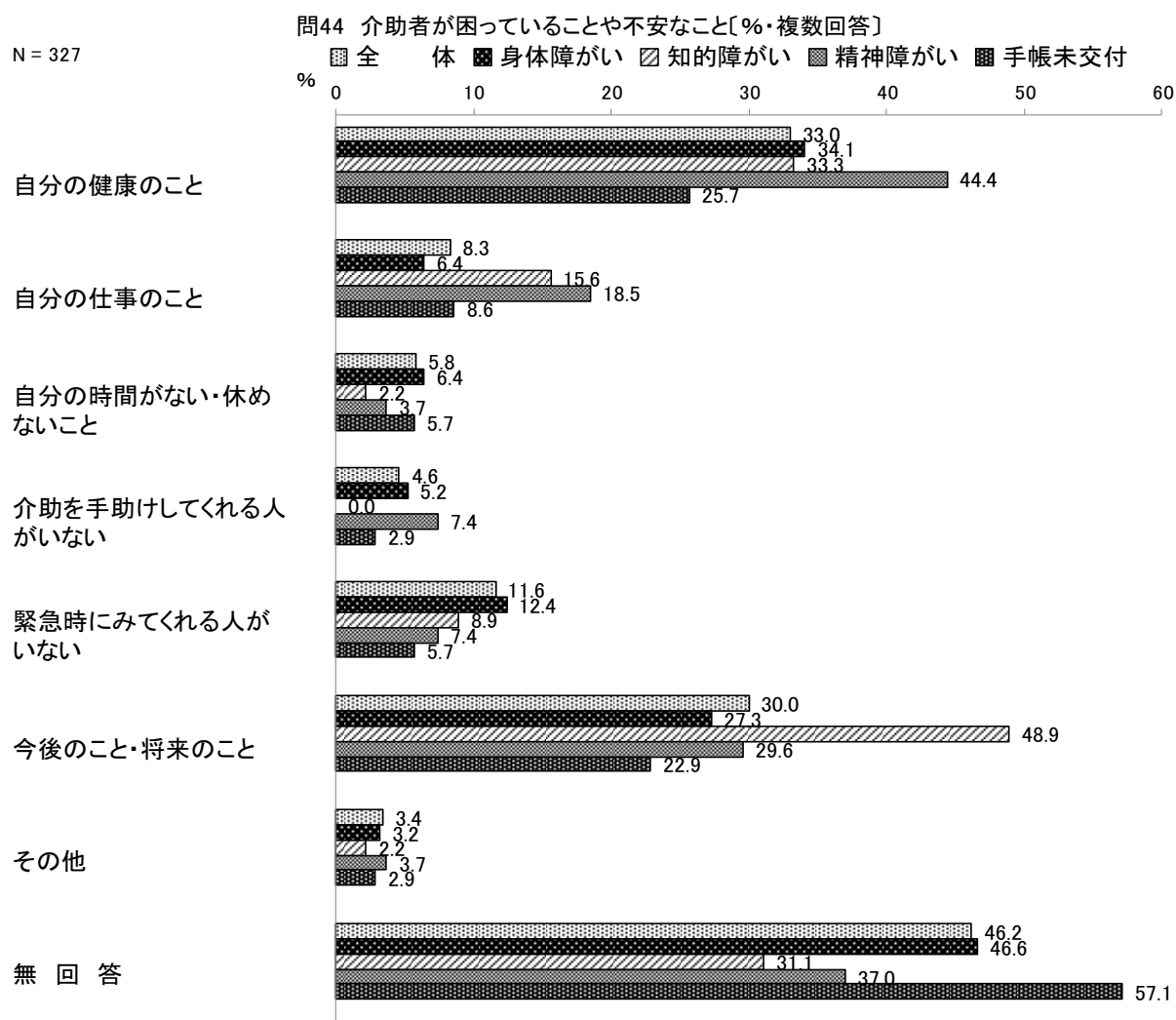
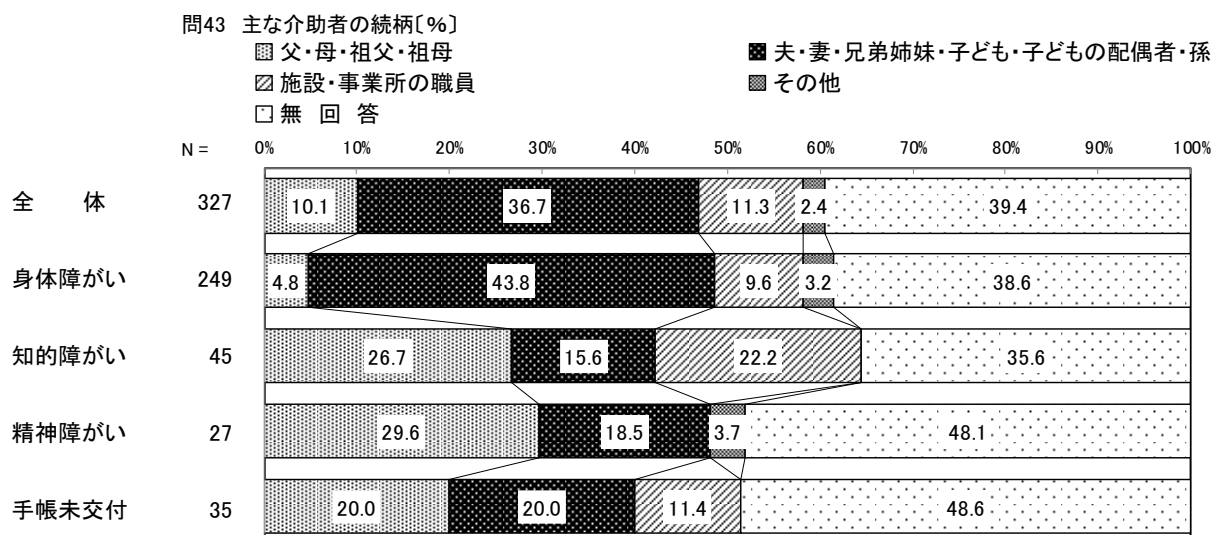
問13 一緒に暮らしている人などから介助や支援〔%〕



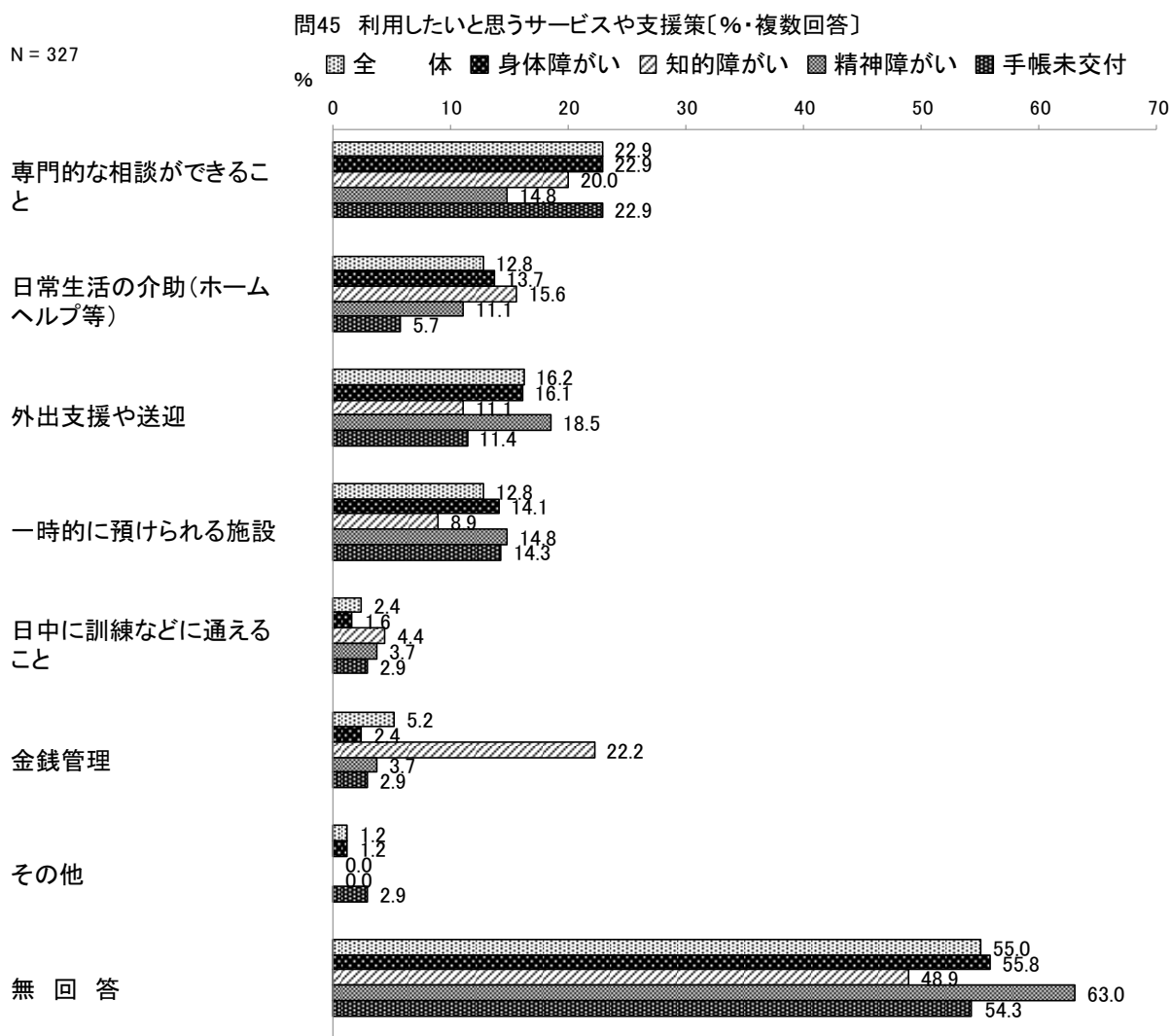
③主な介助者

「夫・妻・兄弟姉妹・子ども・子どもの配偶者・孫」が36.7%で最も多く、「施設・事業所の職員」が11.3%、「父・母・祖父・祖母」が10.1%と続いています。

介助者が不安に思っていることは、「自分の健康のこと」が33.3%、「今後のこと・将来のこと」が30.0%と多く、「緊急時にみてくれる人がいない」が11.6%と続いています。



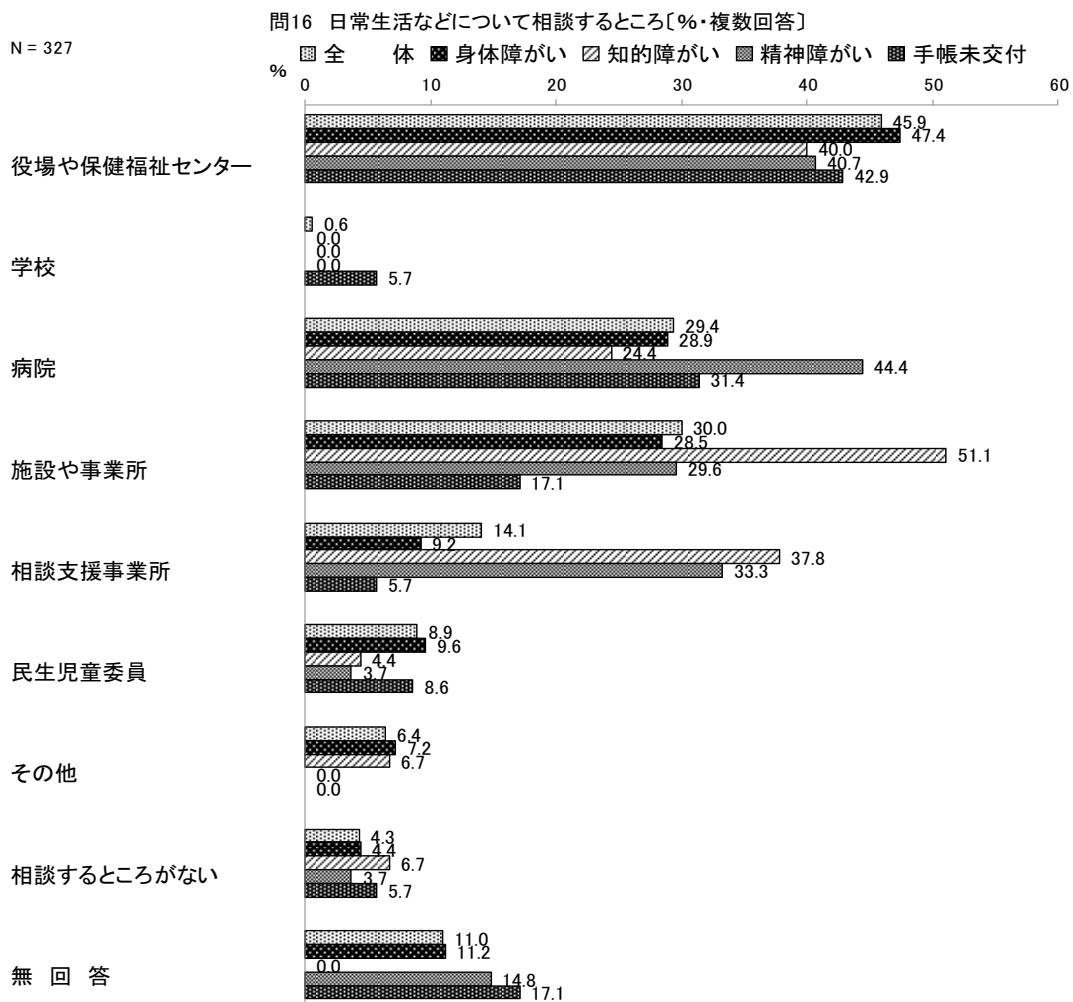
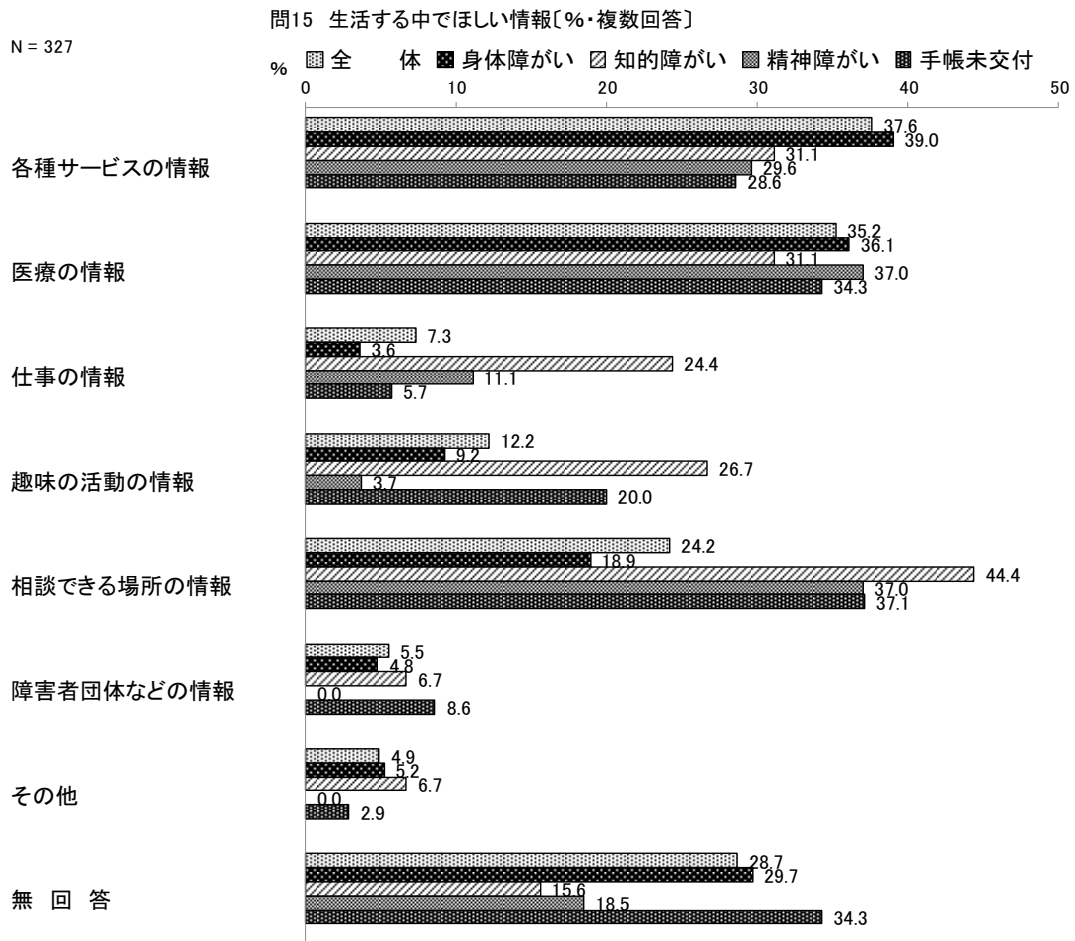
介助していく中で利用したいと思うサービスや支援策では、「専門的な相談ができること」が22.9%で最も多く、「外出支援や送迎」が16.2%、「日常生活の介助（ホームヘルプ等）」と「一時的に預けられる施設」がともに12.8%回答されています。



④情報提供・相談

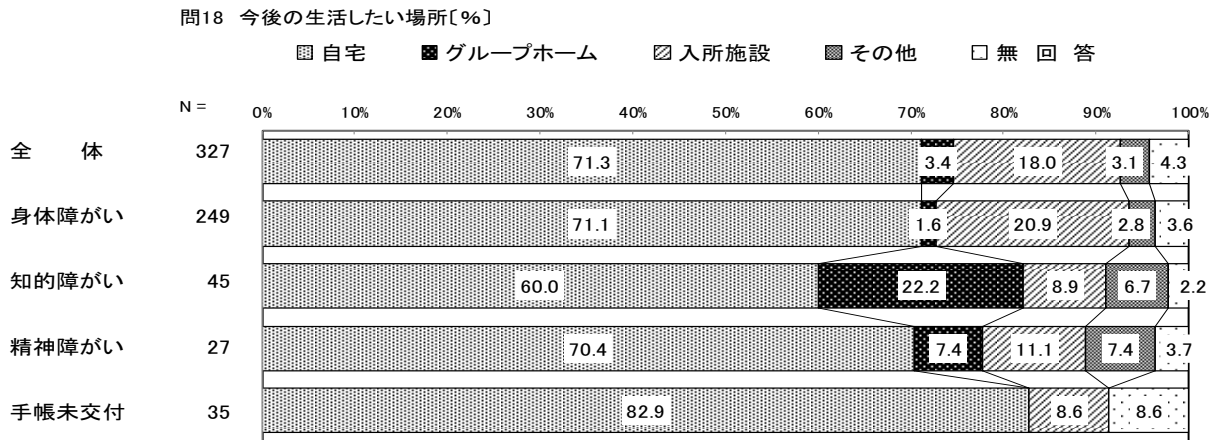
生活する上で必要な情報として、「各種サービスの情報」が37.6%と最も多く、「医療の情報」が35.2%、「相談できる場所の情報」が24.2%回答されています。

相談先は「役場や保健福祉センター」が45.9%と多く、「施設や事業所」が30.0%、「病院」が29.4%、「相談支援事業所」が14.1%と続いています。

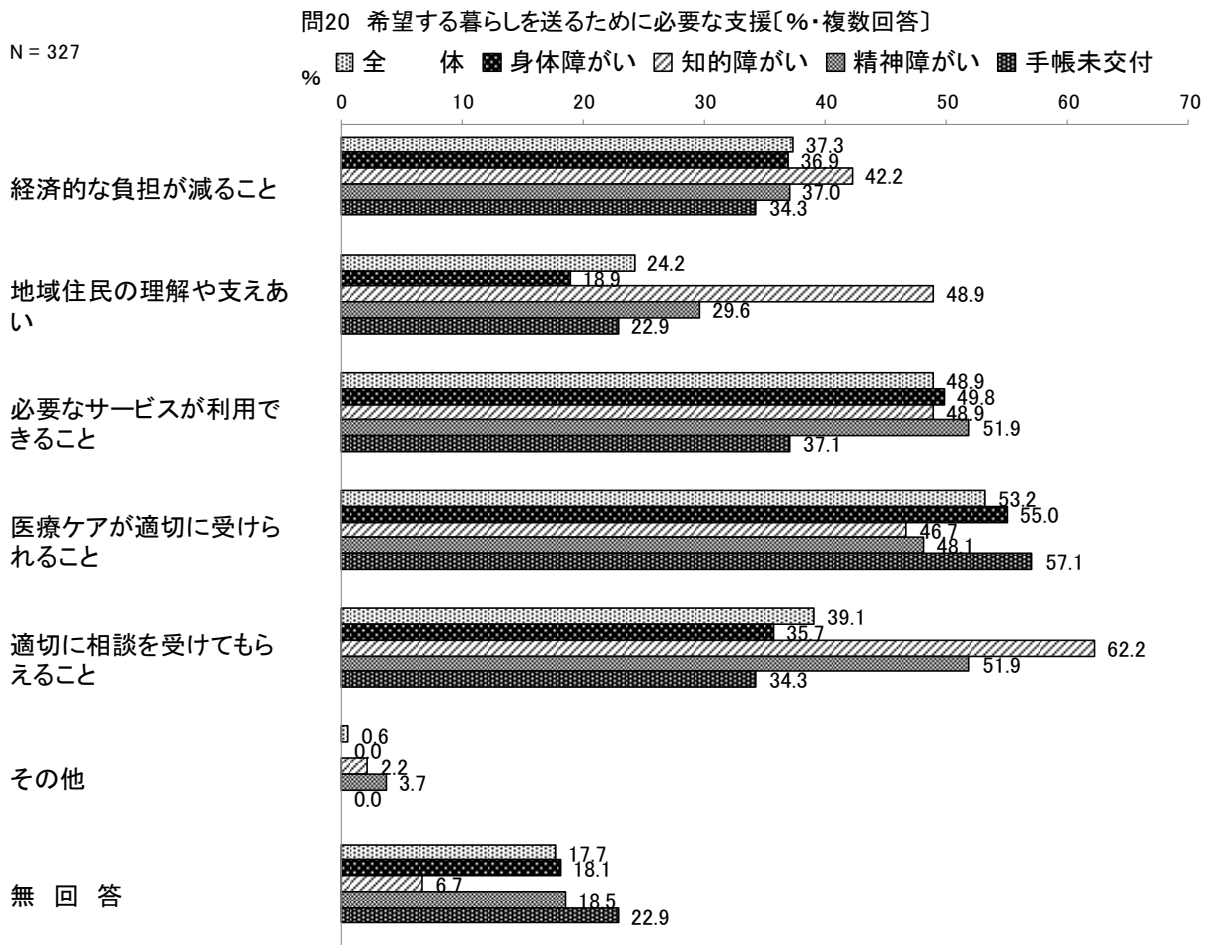


⑤今後の生活

今後生活したい場所は「自宅」が71.3%と大半を占めており、「入所施設」が18.0%、「グループホーム」が3.4%と続いています。



希望する暮らしを実現するために必要な支援としては、「医療ケアが適切に受けられること」が53.2%で最も多く、「必要なサービスが利用できること」が48.9%、「適切に相談を受けてもらえること」が39.1%、「経済的な負担が減ること」が37.3%回答されています。

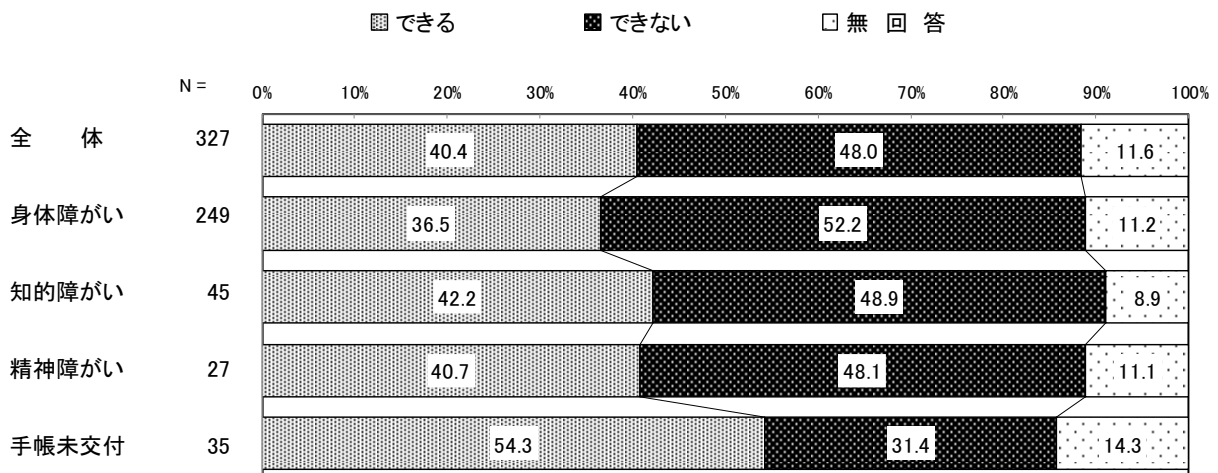


⑥避難支援・助けてくれる人等

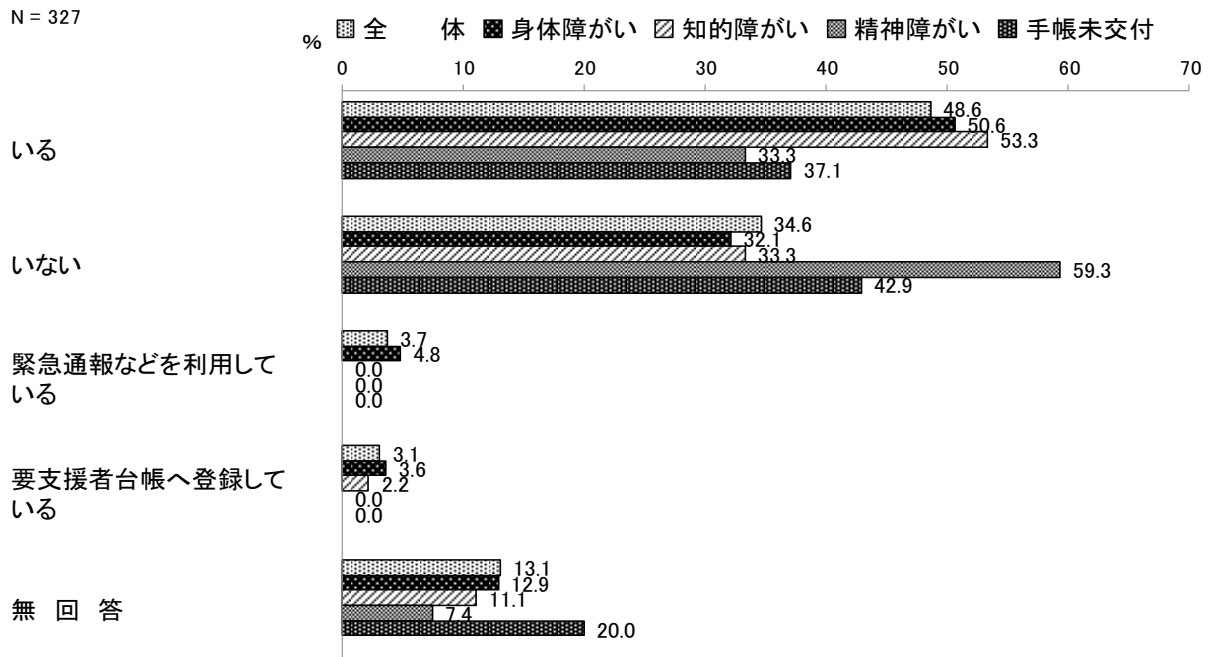
災害時に一人で避難は「できない」が48.0%と多く、「できる」が40.4%となっています。

家族以外で近所に助けてくれる人が「いる」が48.6%と多く、「いない」が34.6%、「緊急通報などを利用している」が3.7%、「要支援者台帳へ登録している」が3.1%となっています。

問34 災害などが起きた時に一人で避難できる[%]



問35 家族以外で近所に助けてくれる人がある[%・複数回答]

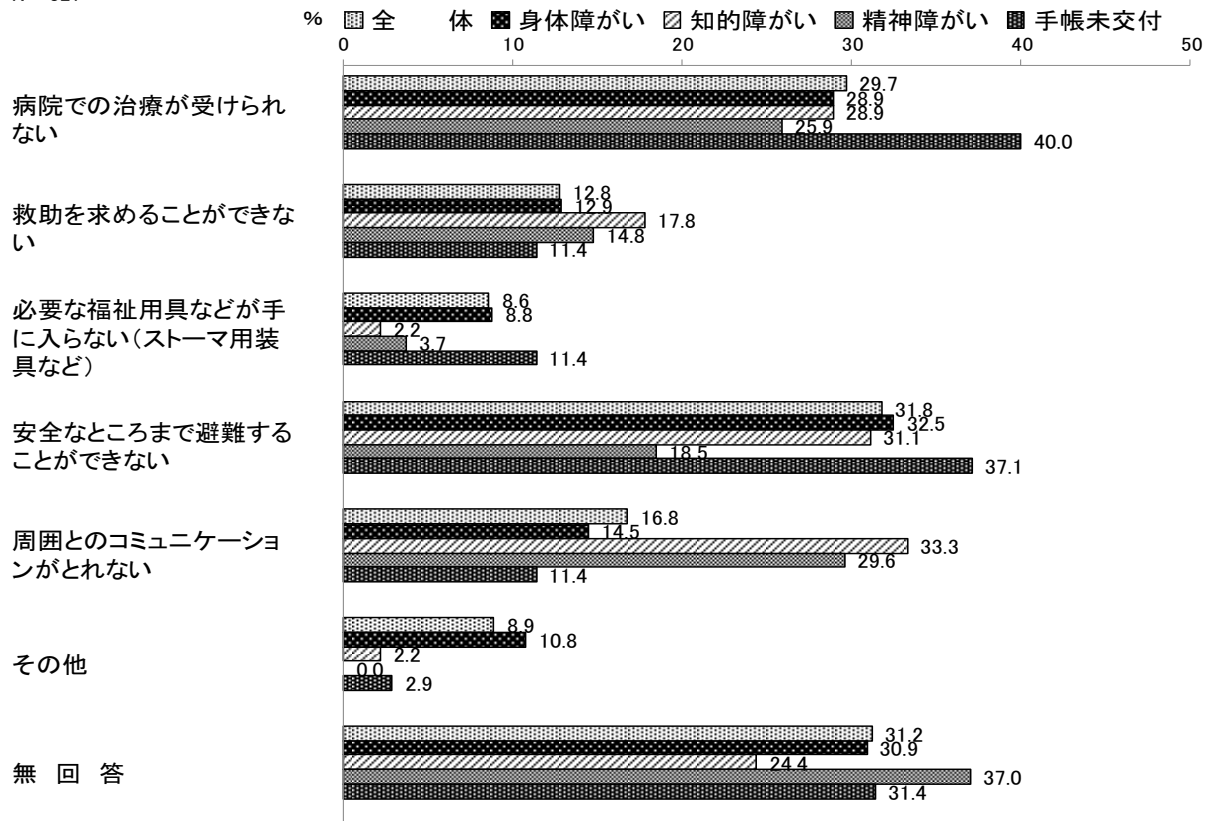


災害時に困ることとしては、「安全なところまで避難することができない」が31.8%、「病院での治療が受けられない」が29.7%と多く、「周囲とのコミュニケーションがとれない」が16.8%と続いています。

避難生活で不安なことでは、「慣れない場所で過ごすことができない」が37.3%、「避難場所の設備が障害に配慮されているか(スロープやトイレ等)」が36.4%と多く、「周囲の目が気になり落ち着かない」が23.2%と続いています。

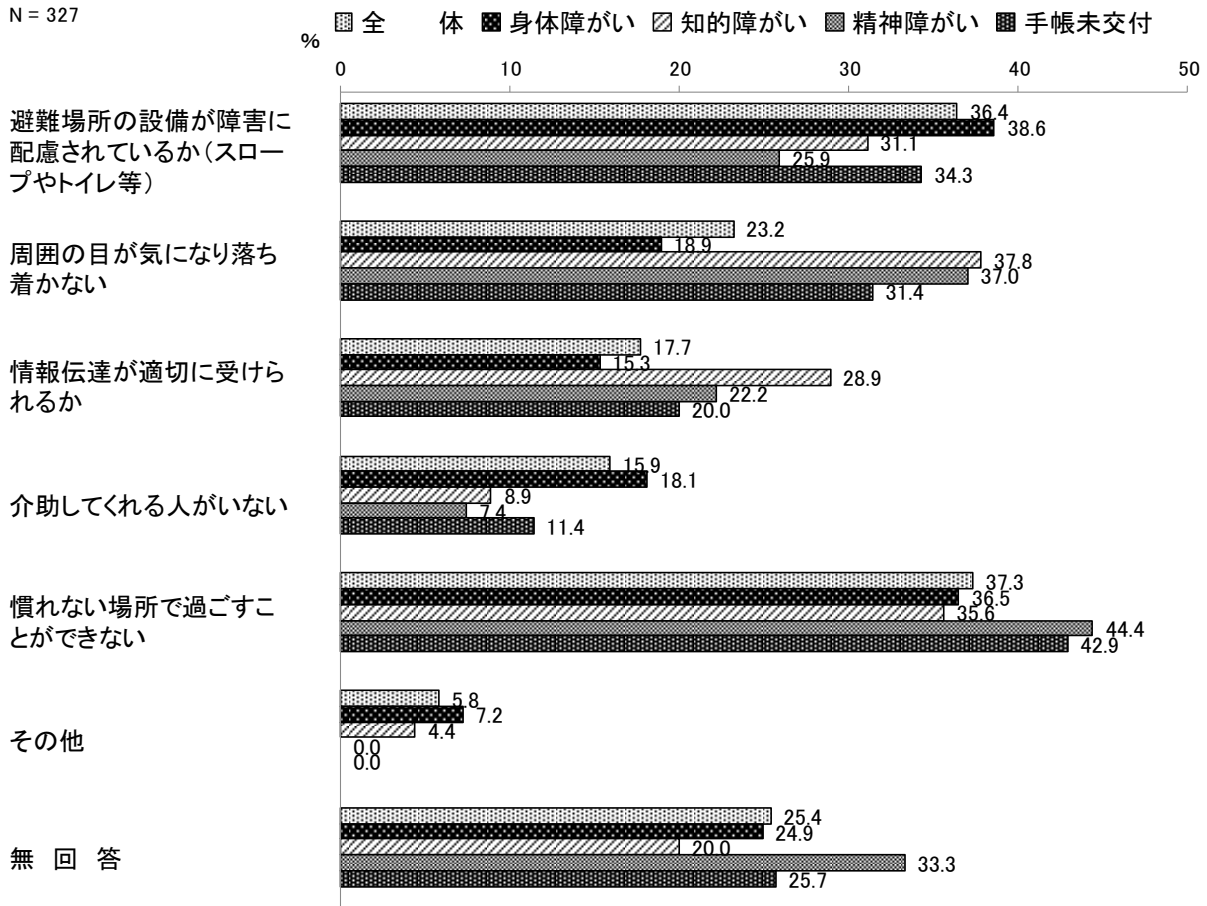
問36 災害などが起きた時に困ること[%・複数回答]

N = 327



問37 避難所で生活するうえで不安なこと[%・複数回答]

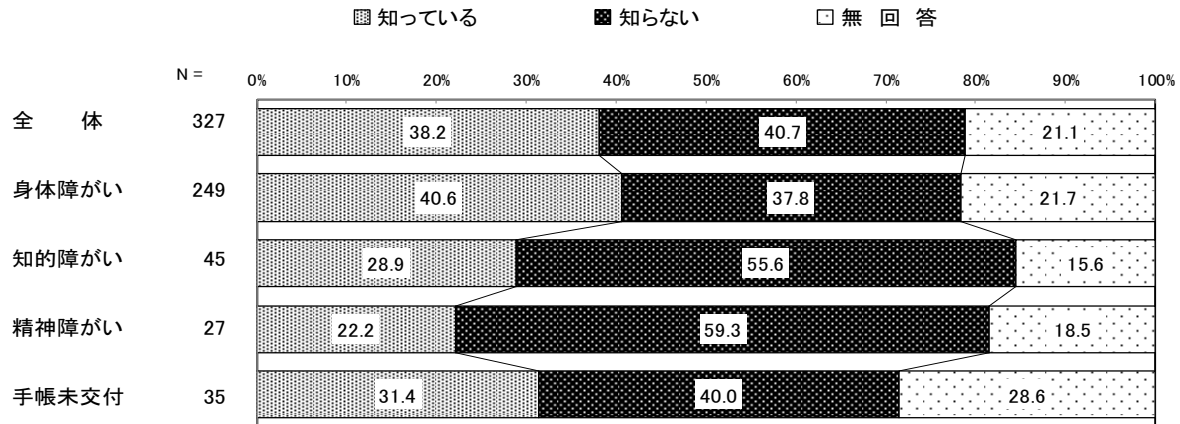
N = 327



⑦成年後見制度の認知

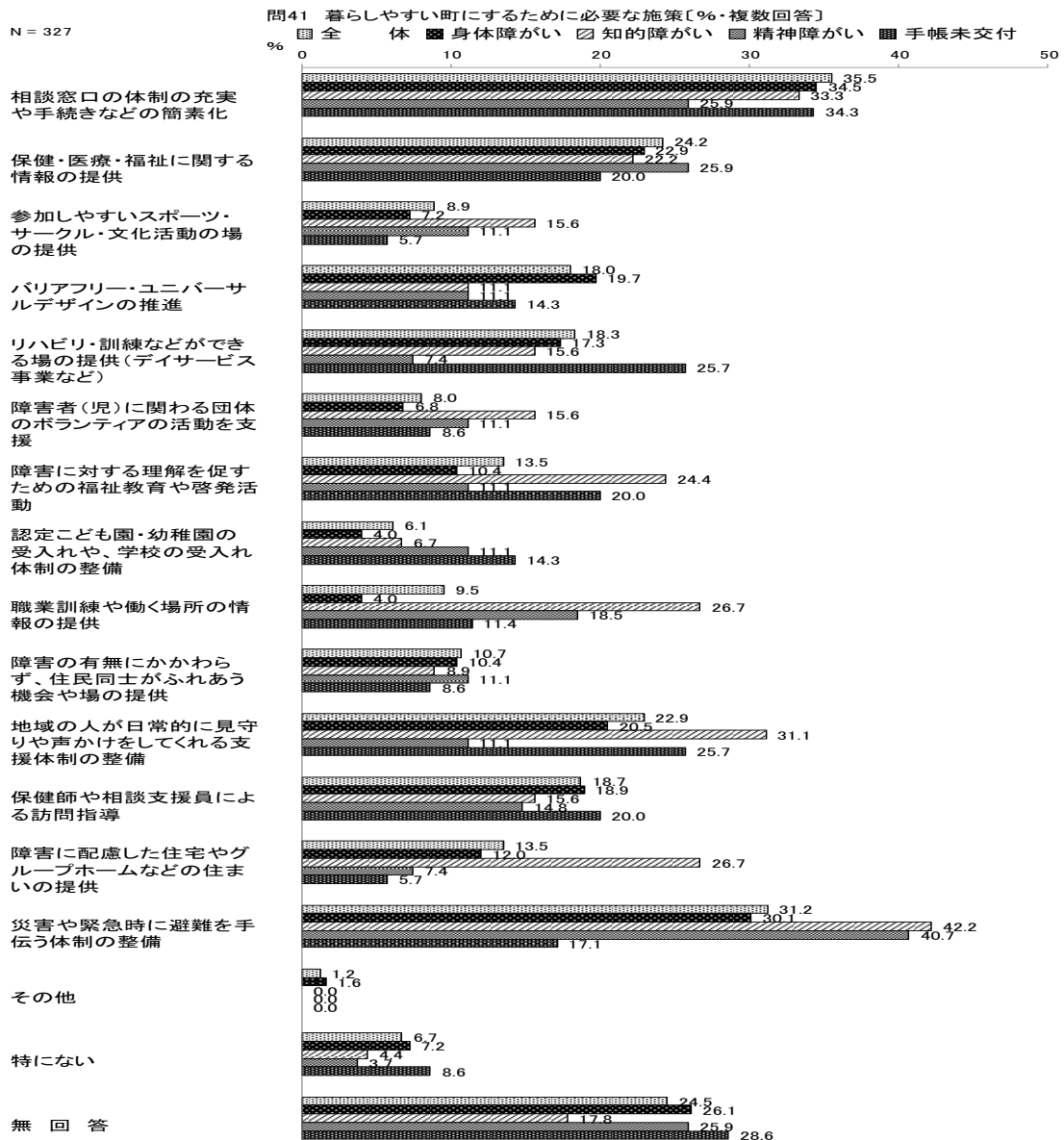
「知らない」が40.7%、「知っている」が38.2%となっています。

問40 成年後見制度の認知[%]



⑧暮らしやすい町にするために必要な施策

「相談窓口の体制の充実や手続きなどの簡素化」が35.5%で最も多く、「災害や緊急時に避難を手伝う体制の整備」が31.2%、「保健・医療・福祉に関する情報の提供」が24.2%と続いています。



第3章 計画の基本方針

1 基本方針

本計画は、地域共生社会の実現を目指し、障害のある方とない方が可能な限り身近な場所において社会活動に参加し、いきいきと生活できる地域の実現に向けて施策を推進します。また、障害のある方が日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を受けたり、社会参加の機会を確保することも重要な視点として取り組みます。

●基本方針

障害のあるなしにかかわらず、町民一人ひとりの権利と個性を尊重する「地域共生社会」の実現に向け、保健・医療・福祉・教育・まちづくり・支え合い活動など、住み慣れた島での暮らしを支える支援を拡充していきます。また、日常の生活、雇用の場など社会参加を促進するための活動の場を作るとともに、差別なく安心安全に暮らせるまちを目指します。

2 計画の理念

町民の皆さんがこの町に住んでいてよかったと感じ、さまざまな思いが映えるまちを目指して、各種施策を展開しています。

障害者施策は、障害のある方自身が自立して生きようとする努力を支援するとともに、その人に必要な支援を適切に行うことを目標とするものです。また、障害を理解する温かい地域づくりを展開し、障害のある方もない方も大崎上島町で共に育ち、暮らせるようにすることが大切です。

障害のあるなしにかかわらず、住み慣れた地域で町民一人ひとりの人格と個性を尊重する「地域共生社会」の実現に向け、本計画においても、引き続き前計画の基本理念を継承するものとします。

●計画の理念

共に暮らす大崎上島町を目指して

《障害のある方自身の意欲》×《地域の理解・支え》＝《地域共生社会の実現》

3 障害者施策の基本的視点

(1) 障害種別の分け隔てのない障害（児）福祉サービスの実施

障害者手帳所持者のみならず、発達障害のある方や高次脳機能障害のある方、難病患者及び発達のサポートを必要とする児童が、身近な地域で障害種別を問わず障害福祉サービスや児童発達支援サービス等を適正に受け取ることができるよう、町が実施主体となり対象者へのサービスの周知、充実に努めます。

(2) 地域生活移行の推進や就労支援等の課題への対応

障害のある方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等といった課題に対応するとともに、障害のある方等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害者差別の解消、障害のある方向けの防災対策、地域生活支援の拠点の構築、住まいの確保などを進め、地域の社会資源を最大限に活用します。

(3) 自己決定、自己選択の尊重と意思決定の支援

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある方等の自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図ることを基本とした提供体制の整備を進めます。

(4) 大崎上島町でその人らしく暮らす

自分らしく生きることは町民共通の願いであり、愛着のある本町で地域との関わりを大切にしながら暮らしたいと多くの町民が感じています。地域住民が主体的な地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに、制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等に向けた体制づくりを進めます。

(5) 暮らしを支える基本となる住まいを確保する

生活の基本である住まいの場の確保が、地域生活の条件の一つとなります。そのため、共同生活の場などのグループホーム等、居住の場の確保について検討していきます。

(6) 健やかな心身の発達を支援する

障害等により支援が必要な児童が、地域の中で見守られ、共に育ちながら、健やかに成長し、共に学べる環境づくりを進めるとともに、子育て支援の充実に努めます。

4 施策の基本目標

基本目標 1：住み慣れた地域における福祉基盤の充実

共に助け合い支え合うために、多様な障害に対応できる相談体制及び生活支援サービスを推進し、保健・医療・福祉・教育など関係機関の連携のもと、障害のある方の権利を擁護し、差別解消に向けた取り組みを進めることで、住み慣れた地域で自立を目指します。

基本目標 2：一人ひとりが輝き活躍できる地域の推進

地域生活に特別な配慮と支援を必要とする障害のある児童一人ひとりの個性と能力に応じた援助により、心身の調和の取れた発達を支援します。就労の促進やボランティアなどの人材育成を図り、仕事をはじめ地域行事や文化活動など、生活上のさまざまな場面で障害のある方もない方も、共にいきいきと「社会参加」できる地域社会の実現を目指します。

基本目標 3：誰もが安心安全に暮らせるまちづくり

町民への啓発や交流の場づくりを通じて障害への理解促進を図り、障害のある方の地域活動参加を促します。公共施設のバリアフリー化や町内外への移動支援を継続するとともに、災害対策や防災体制を充実させるなど安心して暮らせるまちづくりを目指します。

5 施策の体系

基本目標1：住み慣れた地域における福祉基盤の充実

1. 相談及び生活支援体制の充実

- (1) 相談体制の確保とネットワーク化
- (2) 情報提供・広報の充実

2. 権利擁護の推進

- (1) 権利擁護支援の推進
- (2) 差別解消に向けた取り組み
- (3) 虐待防止対策の推進

3. こころと身体健康支援

- (1) 疾病の予防と障害の早期発見
- (2) 心身の健康づくりの推進

4. 自立を目指した生活支援の充実

- (1) 障害福祉サービス等の推進
(→詳細は第3部 第6期大崎上島町障害福祉計画)
- (2) 地域における居住の場の確保
- (3) 経済的支援策の推進
- (4) 精神障害のある方の支援体制の確立と地域移行の支援
- (5) その他福祉サービス等の推進
- (6) 福祉人材の確保と多様なサービスの検討

基本目標2：一人ひとりが輝き活躍できる地域の推進

1. 育ちと学びの支援

- (1) 育ち支援・療育の充実
- (2) 学び・学校生活の支援
- (3) 障害児福祉サービスの推進
(→詳細は第4部 第2期大崎上島町障害児福祉計画)

2. 職業的自立の促進

- (1) 雇用促進と就業機会の拡充
- (2) 福祉的就労と職業体験の支援

3. 多様な活動への参加の推進

- (1) 活動の場・機会の拡充
- (2) 参加を促進するための取り組み

基本目標3：誰もが安心安全に暮らせるまちづくり

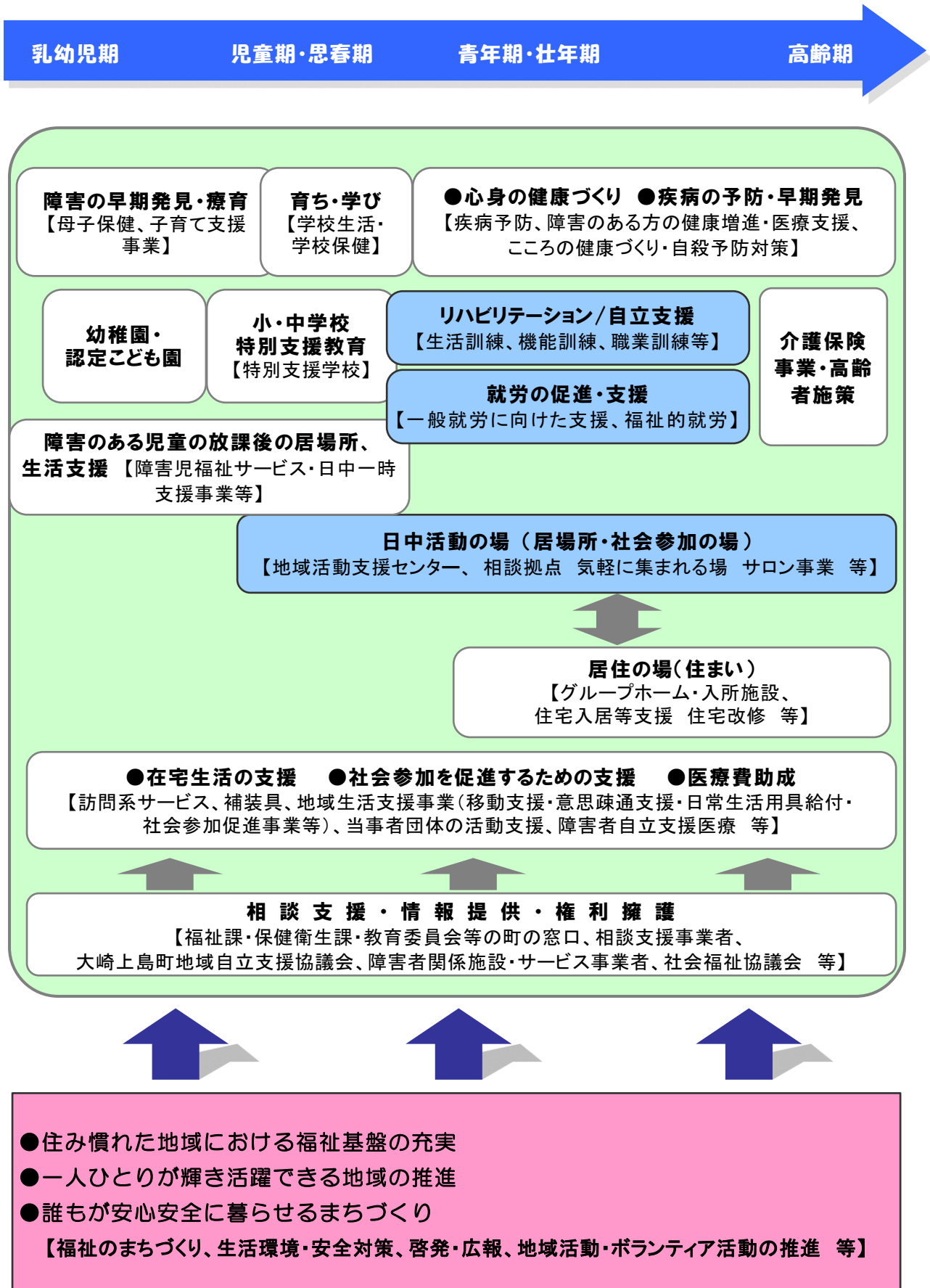
1. 温もりの地域づくり

- (1) 福祉学習の推進と相互理解の啓発
- (2) 交流機会の拡充
- (3) 支え合い活動の推進

2. 安心安全な暮らしを支える地域づくり

- (1) 人にやさしいまちづくりの推進
- (2) 防災対策と安心安全なまちづくりの推進

●（参考）成長段階でみる障害者施策



第2部 大崎上島町障害者基本計画

基本目標1 住み慣れた地域における福祉基盤の充実

1 相談及び生活支援体制の充実

(1) 相談体制の確保とネットワーク化

①身近な相談と専門性の高い相談への対応

【現状】

- 相談支援事業所と連携した対応に努めているほか福祉課窓口、各支所の窓口、保健衛生課や教育委員会においても対応しています。
- 社会福祉協議会の各窓口、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、サービス事業者でも対応しています。
- 地域では、障害者相談員や民生委員児童委員、高齢者巡回相談員などが、地域からの相談をつなげるパイプ役となっています。
- 相談支援事業所や各関係機関及び地域と連携した継続的な支援を行っていますが、より専門性の高い相談支援を行っていくための人材の育成や確保が課題となっています。

平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
障害者相談員数：3人	障害者相談員数：3人	障害者相談員数：3人

【今後の方針】

- 町内のネットワークと関係する相談窓口とのネットワークを強化し、「相談を1か所で留めない、つなげる相談支援」を継続して推進していきます。
- 相談支援事業所や各関係機関及び地域と連携した継続的な支援を行っています。身近なところで相談できること、障害など専門性が求められる相談の両方に対応できる体制を確保するため、人材の育成・確保に努めます。
- 休日等での電話連絡に対応できるように検討します。

②相談支援の推進

【現状】

- 相談支援事業所は、町内1か所（生活サポートセンター^{あい}いらんど）、町外3か所（竹原地域障害者生活支援センター聖恵、地域支援センターまいらいふ、地域生活支援センター365）があり、専門性・緊急性の必要な相談に町外事業者と迅速に対応できる体制を確保しています。

平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
相談支援事業所数： 町内1か所 町外3か所	相談支援事業所数： 町内1か所 町外3か所	相談支援事業所数： 町内1か所 町外3か所

【今後の方針】

- 相談支援事業者との連携を図りながら、相談支援を重視して推進します。
- 相談支援の強化に向けて、サービス等利用計画の作成、地域移行支援、地域定着支援に対応できる相談体制の確保を図ります。
- 町内外の相談支援事業所と専門性や緊急性の高い事案に対して、迅速に対応できる体制ができています。町内外の相談支援事業所との連携をよりいっそう図りながら、いつでも気軽に相談できる環境づくりを進めます。

③ 地域自立支援協議会を中心にした支援体制の拡充

【現状】

- 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保、困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整、保健・医療・福祉・教育・就労等地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議等を担うため、地域自立支援協議会が設置されています。

【今後の方針】

- 支援体制の拡充を図るとともに、関係機関との連携を図りながら進めていきます。

④ 地域包括支援ネットワーク会議

【現状】

- 高齢の方や障害のある方で、個別のケアが必要なケースの検討、専門性が求められるケースについて、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、相談支援事業所・医師・福祉課・保健衛生課など関係機関が随時集まって、ケース検討・連絡調整等を定期的に行っています。
- 社会福祉協議会の主管する小地域福祉活動推進協議会では、警察や郵便局などにも参加していただき、連携・協力体制が確保されています。
- 近年は高齢の方や障害のある方の虐待防止、認知症に関する課題などが複雑化しており、地域包括支援ネットワーク会議は検討会や学習の場、連絡・調整の場となっています。

【今後の方針】

- 障害のある方を取り巻く課題に対し、地域包括支援ネットワーク会議等とのネットワークを活かして、社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携のとれた支援に努めます。
- 関係機関が年5回集まって、それぞれの分野におけるケース検討や連絡調整等を定期的に行っており、今後も継続して連携を図りながら進めていきます。

(2) 情報提供・広報の充実

【現状】

- 障害のある方への情報提供方法の工夫や情報伝達手段を確保し、障害のある方が地域で生活するための情報提供に努めています。

【今後の方針】

- 町広報に障害に関するコーナーを確保して、継続的に紹介・説明していきます。町のホームページの有効活用についても検討します。
- コミュニケーション手段の拡充を図るため、情報提供手段の拡充や手法についても検討します。情報提供の際には、障害の種類等に配慮した媒体の活用に努めます。

2 権利擁護の推進

(1) 権利擁護支援の推進

① 成年後見制度・日常生活自立支援事業の推進

【現状】

- 障害により判断の能力が不十分な人への援助方法として「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」により対応を進めてきました。
- 平成28年度に成年後見制度の利用促進に関する法律が施行され、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりなどが求められています。
- 今後は、一人暮らしや高齢や障害で判断能力が低下し、支援が必要なケースが増えることが見込まれます。現在、成年後見制度などの相談には福祉課窓口や地域包括支援センターで対応しています。

平成30年度	令和元年度	令和2年度
・成年後見セミナーの開催 ・(社協)法人後見受任に向けての立ち上げ準備 ・(社協)日常生活自立支援事業かけはしにおいて、知的及び精神障害者8人の支援、計253件対応。	・成年後見セミナー開催。 ・(社協)法人後見事業開始。 ・(社協)日常生活自立支援事業かけはしにおいて、知的及び精神障害者10人の支援、計304件対応。	・(社協)日常生活自立支援事業かけはしにおいて、知的及び精神障害者11人の支援予定。 ・(社協)法人後見事業を実施

【今後の方針】

- 地域生活支援事業で実施する成年後見制度利用支援事業や住居入居支援などが適切に利用されるように、きめ細かな相談対応に努めます。
- 成年後見制度などについて町民への周知・啓発を図るとともに、地域包括支援センターと福祉課での相談、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業などについて周知します。支援が必要なケースについては、地域包括支援ネットワーク会議や地域自立支援協議会と連携しながら、適切な対応に努めます。
- 法人後見人や市民後見人など成年後見制度を支える体制づくりをさらに進めます。社会福祉協議会や司法書士等へつなぎ、日常生活自立支援事業や成年後見制度が適切に利用できるように努めます。

② 苦情処理の体制づくり

【現状】

- 障害者福祉施設等及び障害のある方を雇用する事業主は、社会福祉法に基づき、苦情処理体制の整備等の措置を講ずることが求められています。

【今後の方針】

- 法人・施設の監査等あらゆる機会を通じて、苦情解決の仕組みの整備とサービス利用者等への周知について、指導・助言を行います。

(2) 差別解消に向けた取り組み

① 差別の解消の促進

【現状】

- 相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が施行されたことを受け、これまで以上に不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を進めていくことが重要です。

【今後の方針】

- 障害のある方の権利が侵されないように、権利擁護についてパンフレット等で町民に啓発します。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」に基づき、雇用における障害のある方に対する差別防止を促進します。
- 平成29年から施行している『障害を理由とする差別の解消の推進に関する大崎上島町職員対応要領』及び『障害を理由とする差別の解消の推進に関する大崎上島町職員対応要領に係る留意事項』に基づいて、あらゆる分野で差別解消と合理的配慮を基本に取り組んでいきます。
- 教育の場面では、「大崎上島町教育関係職員対応要領」に基づき、学ぶ機会の確保など適切な対応を行います。

(3) 虐待防止対策の推進

【現状】

- 高齢の方や精神及び知的障害のある方、認知症患者が当事者となる虐待は表面化しづらく、当事者に自覚がないケースが多くあります。被害者・加害者ともにケアが必要な場合が多々あり、関係者の対応のみならず地域全体の理解と協力が不可欠です。
- 地域住民等の理解を深め、福祉施設・警察・消防等の関係機関が連携することで、虐待の早期発見及び迅速な対応を図ることを目的とし、高齢者・障害者虐待防止連絡協議会を設立しています。また、福祉課が虐待防止センターとして窓口での相談等に対応しています。
- 児童虐待については、ケース会議を開いているほか、要保護児童対策地域協議会の実務者会議でその解決を行っています。

【今後の方針】

- 障害のある方への虐待を地域で防ぐ体制として、地域包括支援ネットワーク会議でのケース検討など、ネットワークを活かして対応する体制を確保しています。今後はさらに把握・相談の対応についての体制づくりとして、高齢者施策と連携した形で、虐待防止センターの設置等に取り組めます。

3 こころと身体健康支援

(1) 疾病の予防と障害の早期発見

【現状】

- 障害の早期発見と対応、将来を見越した学齢期の教育、各種福祉サービスの充実を図り、保健・医療・福祉・教育など関係機関の連携の下、生涯にわたって安心して地域で暮らせるまちづくりを目指します。

【今後の方針】

- 疾病の予防と障害の早期発見のため、乳幼児健診や特定健康診査、各種がん検診等の健診事業は、受診方法や内容の充実を図り、受診率の向上を目指します。
- 健診後の相談や継続的な指導を行うフォロー体制を強化します。
- 健(検)診、精密検査未受診者への受診勧奨 未受診者への受診勧奨要継続支援者へのフォロー体制を強化していきます。

(2) 心身の健康づくりの推進

①健康づくりの支援

【現状】

- 健康づくりの指針である「大崎上島町第Ⅱ期健康増進計画・食育推進計画」に基づき、町民のライフステージにあった健康づくり・食育を推進しています。

【今後の方針】

- 「大崎上島町第Ⅱ期健康増進計画・食育推進計画」に基づき、元気でいきいきと暮らせるよう健康づくりを推進します。各種施策・事業を実施し、町民の健康づくりを支援します。
- 健康増進計画策定推進委員会を開催し、関係機関と共働して健康づくりを推進していきます。

②障害についての正しい理解と障害の予防の啓発

【現状】

- 疾病の予防や障害の早期発見に向けては、健診事業・健康教育・健康相談等を実施しています。

【今後の方針】

- 情報が氾濫するなか、正しい知識の普及と健康習慣の確立を目指し、健康づくりセミナーや健康学習会、専門医による講習会を継続して実施します。
- 講演会や研修会又は広報等により継続して啓発活動を実施していきます。

③障害のある方の健康管理の支援

【現状】

- 障害のある方の生活習慣病の予防や重症化の防止に向けた啓発活動や受診の勧奨を行っています。
- 在宅生活の継続や再入院を防ぐための支援を行っています。

平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
・訪問指導実施、個別相談に対応 ・家族の会実施	・訪問指導実施、個別相談に対応 ・家族の会実施	訪問指導実施、個別相談に対応 家族の会実施

【今後の方針】

- 医療機関や広島県西部東保健所等の関係機関と連携を図り、在宅支援の必要な障害のある方への訪問指導や訪問看護等が提供されるように努めます。
- 在宅の精神障害者保健福祉手帳所持者への訪問活動などで、本人と家族からの相談に対応するとともに、集まる場やさまざまなサービスを紹介します。
- 退院後も継続して適切な医療を受けることができるよう支援し、医療機関との連携、調整を図っていきます。

④こころの健康相談・自殺予防対策

【現状】

- こころの健康づくりは、健康教育や健康相談等において、意識の啓発や相談対応に努めています。
- 対面型相談支援事業として「こころの健康相談」を開催し、精神科医・精神保健福祉士・保健師が各種相談に対応しています。
- 平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、不安・ストレス等のメンタルヘルス対策や自殺予防対策を推進しています。

平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
・こころの健康相談、ゲートキーパー研修会事業の実施	・こころの健康相談、ゲートキーパー研修会事業の実施	・こころの健康相談、ゲートキーパー研修会事業の実施

【今後の方針】

- 随時の来所相談や家庭訪問等により対応し、こころの相談日を毎月定例で設け、保健師、精神保健福祉士、精神科医等の専門職が相談に対応する機会を確保しており、継続して実施していきます。
- 地域での声かけ、見守りを行い、必要に応じて専門機関等へつなぐ役割を担うゲートキーパー研修会を引き続き実施し、こころの健康づくりや自殺予防について、町民への啓発活動を実施します。
- 大崎上島町自殺対策計画に基づき、こころの健康づくり事業と自殺対策事業（対面相談事業、人材養成事業、普及啓発事業）を推進します。

4 自立を目指した生活支援の充実

(1) 障害福祉サービス等の推進

※詳細は第3部 第6期大崎上島町障害福祉計画参照

①訪問系サービスの推進

【現状】

- 訪問系サービスは、障害のある方の状況に応じたサービスの提供が行われるよう、事業者をはじめ関係者に対する啓発を行っています。

平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者 14 人	利用者 19 人	利用者 19 人

【今後の方針】

- 居宅介護は身体・知的・精神の障害のある方の利用を踏まえ、障害特性に配慮した質の高いサービスが提供されるように、町内事業者の取り組みを支援しながら、働きかけていきます。また医療行為を可能とするヘルパーのニーズが今後より一層高まることへの配慮も検討します。

②日中活動系サービスの推進

【現状】

- 生活介護をはじめ日中活動系サービスを行っています。サービス利用者は増加傾向となっています。

平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数 63 人	利用者数 73 人	利用者数 74 人

【今後の方針】

- 町内の障害福祉サービス事業所の充実強化を支援します。
- 就労移行支援事業によって、日中活動系サービスでの訓練の場・機会の拡充を図ります。

(2) 地域における居住の場の確保

【現状】

- 現在町内のグループホームは、グループホームひまわり12人(サテライト2人含む)、グループホームオレンジハウス11人(いつわ2人含む)の計23人が入所可能となっており、令和3年2月現在 22 人の利用者が入居しています。さらに強度行動障害のある利用者を含め、体験利用を継続的に受け入れています。
- 高齢の方や障害のある方に、町営住宅への優先入居ができる要件を設定して、入居を支援しています。

【今後の方針】

- 地域の見守り活動・交流活動を推進し、地域のなかにあるグループホームの確保を目指します。
- グループホーム利用者の家賃の一部補助について、国の制度に基づき、継続して実施します。
- 障害の重度化や障害のある方の高齢化を踏まえ、長期的な視点や、空き家等地域資源の活用の可能性など、多面的に居住の場の確保について協議していきます。

(3) 経済的支援策の推進

【現状】

- 身体・知的障害者通院助成事業をはじめとする各種の経済的支援を実施してきました。

【今後の方針】

- 障害年金や各種手当、医療費助成等の助成制度について、周知及び活用を促します。
- 町で実施している通院助成金支給事業については、適切な利用を促進します。重度の精神障害のある方を対象に、通院医療費の自己負担額の一部を助成し、負担軽減と安定した地域生活・定期的な受診により重度化を防止するため、精神障害者通院医療費助成事業を令和 3 年度から実施します。
- 社会福祉協議会で実施している貸付事業や福祉機器の貸出し等について、周知を図ります。

(4) 精神障害のある方の支援体制の確立と地域移行の支援

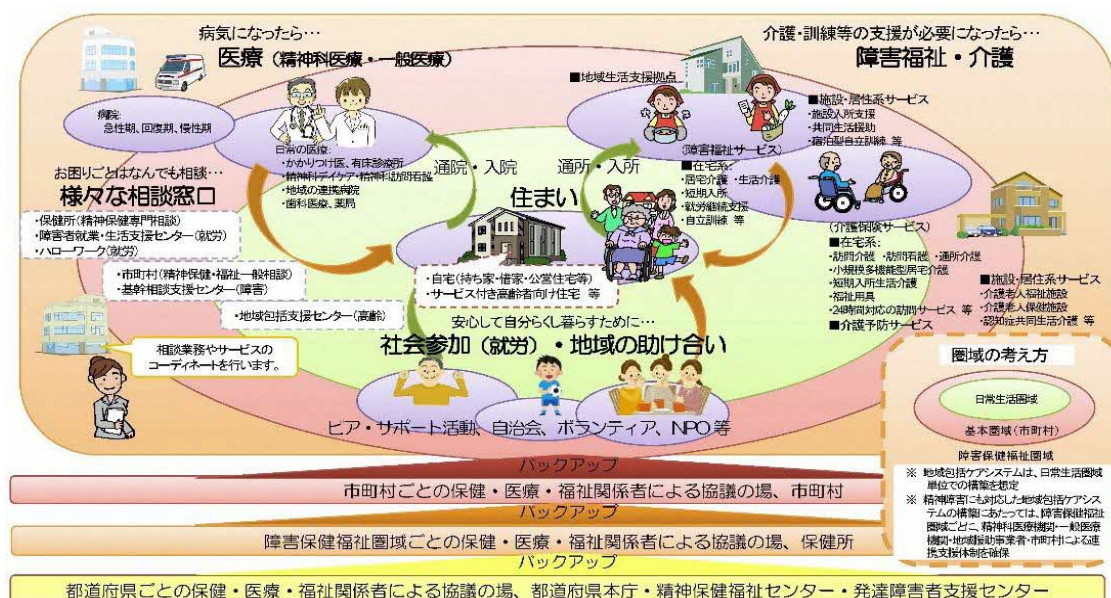
【現状】

- 精神障害のある方、社会に適応できないためにひきこもりがちの方が増加傾向といえます。

【今後の方針】

- 自宅で生活可能な精神障害のある方の退院が促進されるなか、地域での生活を支えるために、相談支援や障害福祉サービスの利用を促します。
- 集まれる場の拡大と、家族の会、ミニ講座などを母体にしたグループづくり活動を今後も支援します。
- 精神障害のある方が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域生活の相談に対応できるように、関係機関による協議の場を通じて連携を図りながら支援体制の構築に向けて取り組みます。

●精神障害のある方に対応した地域包括ケアシステム（イメージ）



(厚生労働省資料)

(5) その他福祉サービス等の推進

【現状】

- 本町では「よってみんない屋」事業や「ふれあいサロン」事業などの地域福祉活動が行われており、障害福祉サービス以外の福祉サービスを展開してきました。

【今後の方針】

- 利用者のニーズ等を把握しながら、障害福祉サービスなどと組み合わせて、外出支援サービスや配食サービス等障害福祉サービス以外のサービスが適切に利用されるように促進します。
- 高齢者施策との連携を図り、必要なサービスの利用を促進するとともに、効果的なサービス提供を図ります。

(6) 福祉人材の確保と多様なサービスの検討

【現状】

- 障害のある方の地域生活を支える地域資源を効率的に活用する仕組みとして、国は「共生型サービス」という新たなサービスの導入を方向づけています。
- 福祉人材の不足が指摘されており、本町では福祉施設への就職支援として、募集に関する周知や社会福祉人材就職支援金支給事業を行っています。
- 障害のある方の地域生活移行、相談支援体制の充実が進められており、障害福祉に関わる専門職員等の人材の確保・育成が課題となっています。

【今後の方針】

- 制度を超えて高齢の方も障害のある方も利用できるサービスや、支援が必要な世帯を支援するサービスなど、地域の実情にあった使いやすいサービスとして共生型サービスの導入に向けて、具体的な方策を検討します。
- 障害のある方が地域で安心して暮らせるために必要な福祉に関わる専門職員等の人材育成に努めます。
- 障害のある方のニーズに沿ったサービスの提供ができるよう、関係機関・事業所等と連携していきます。

基本目標2 一人ひとりが輝き活躍できる地域の推進

1 育ちと学びの支援

(1) 育ち支援・療育の充実

①母子保健と療育の推進

【現状】

- 妊娠届の受付及び母子手帳の交付、妊婦一般健康診査、妊婦乳児健康診査交通費助成、乳幼児健康診査、乳幼児相談等実施しています。
- 母子健康支援包括支援センターを設置して、母子保健の案内や育児相談支援など、妊娠期から育児期の子育て世代を支援しています。

【今後の方針】

- 乳幼児健診の受診率は高水準であり、乳幼児健診後の相談と指導などきめ細かなフォローに努めます。
- 1歳6か月児健診・3歳児健診等で発達などで支援が必要な子どもを対象に、年7～8回、心理相談員による相談を継続して実施します。

②保育・子育て支援の推進

【現状】

- 子ども・子育て支援事業計画に則り、各種事業を展開しています。
- 就園前の子ども同士、保護者同士のふれあい・相談の場として、地域子育て支援センターきらきらランドを実施しています。

【今後の方針】

- 地域子育て支援センターきらきらランドへの参加や認定こども園・幼稚園での受入れ体制の確保における取り組みを進めます。

(2) 学び・学校生活の支援

①就学指導

【現状】

- 児童それぞれの状況、これまでの育ちの経緯、保護者の思いを踏まえた教育機会が選択できるようにすることが求められています。

平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
就学指導:2回開催	就学指導:1回開催	就学指導:1回開催

【今後の方針】

- 学校と行政の連携を強化し、保護者と相談・協議の場が十分に確保できるように努めます。
- 教育支援委員会の適切な運営に努めます。

②学校生活の支援

【現状】

- 将来を見越した学齢期の教育、多様な障害に対応できる福祉サービスの充実が求められます。

平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
職員の加配数:5人	職員の加配数:7人	職員の加配数:11人

【今後の方針】

- 障害のある児童の学びの場として、学校施設や設備について必要な整備を促進します。受入れ体制としては、職員の加配、アシスタントの確保に努めます。
- 学校生活等での悩みや不安を相談できる体制を継続して確保し、「気づき」により障害のある児童に必要な支援ができるように推進します。
- 特別支援学級や特別支援学校と日常的に交流したり、一緒に学び、過ごす機会の拡充を図ります。

③特別支援教育の推進

【現状】

- 学校と保健・医療・福祉・教育分野が連携して、個々人にあった支援計画を作成しています。
- 本町には、三原特別支援学校大崎分教室があり、小学部から高等部までがあります。現在小学部・中学部には児童・生徒はいませんが、高等部に生徒がいます。

【今後の方針】

- 支援が必要な児童・生徒と保護者からの相談に応じたり、特別支援学校の見学受入れなどを促進します。
- 特別支援学校が中心となって、各小・中学校の特別支援学級担任などとの交流・研修、発達障害の啓発などの機会が広がるように、必要な支援に努めます。

(3) 障害児福祉サービスの推進

※詳細は第4部 第2期大崎上島町障害児福祉計画参照のこと

①障害のある児童の放課後対策

【現状】

- 障害のある児童の放課後、夏休み等の長期休暇中過ごす場の確保については、放課後等デイサービスや地域生活支援事業の日中一時支援事業が利用されています。
- わくわくスクール(放課後子ども教室)では、必要に応じて支援員を配置し、障害のある児童・生徒が利用できるように対応しています。

【今後の方針】

- 障害のある児童の育ちを支援し、療育体制の充実を図るため、児童福祉法における児童発達支援、放課後等デイサービス、発達障害などの相談・指導を実施し、また意向に沿った利用ができるように努めます。
- 日中一時支援の利用ニーズを把握し、提供体制の確保に努めます。
- わくわくスクール(放課後子ども教室)では、必要に応じて支援員を配置する体制を引き続き継続していきます。
- 障害のある児童の入所サービスは、障害児入所支援として福祉型・医療型への入所の措置を行い、本人・家族と関係機関が有効に活用できるように取り組んでいきます。
- 放課後等デイサービス事業の試験的運用が開始されており、町内での障害のある子どもの育ちの支援、療育体制の拡充を図っていくため、事業者及び利用者の支援について取り組みを進めます。

②相談体制の充実

【現状】

- 障害児通所支援を利用するすべての障害のある児童を対象にした障害児支援利用計画の作成を行っています。また、児童及び保護者へのフォロー体制の充実を図ることも必要です。

【今後の方針】

- 適切な利用計画の作成を進めます。
- 子ども虐待防止ネットワーク関係機関との連携を強化し、児童及び保護者へのフォロー体制の充実を図るため、福祉・保健・医療等機関及び関連施設への支援を行います。また、心をつなぐサポートファイルひろしま 結愛(ゆい)の活用にも努めます。

2 職業的自立の促進

(1) 雇用促進と就業機会の拡充

①雇用・就業機会の拡充

【現状】

- 町内の2か所で就労継続支援 B 型を実施しています。

【今後の方針】

- 障害のある方の雇用について、毎年9月の障害者雇用支援月間をはじめとした継続的な啓発に努めます。
- 就業についての相談は、町に問合せがあった場合は相談支援事業所、ハローワークや障害者就業・生活支援センターにつなげるなど、関係機関と連携のとれた対応に努めます。
- 一般就労への移行を支援するとともに、就業した人が継続して意欲的に仕事を続けていけるように、就業環境の向上等について事業者に働きかけます。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)により、雇用における障害のある方に対する差別の防止に努めます。

②新たな職種・生産物の開拓

【現状】

- 一般企業との間でこれまでに取り組んでいない部分の仕事、職種、新たな自主生産品の開拓が求められています。

【今後の方針】

- 町内の一般企業との間でこれまでに取り組んでいない部分の仕事、職種、新たな自主生産品の開拓などについて、関係機関と連携しながら柔軟に検討します。
- 障害者福祉施設に公園管理等を依頼し、雇用促進を図ります。

③庁内の障害者雇用促進の検討

【現状】

- 地方公共団体には法定雇用率の達成が求められています。令和3年3月1日から障害のある方の自治体法定雇用率は 2.6%となります。

平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
重度身体障害者を雇用。法定雇用率 2.5%達成。	重度身体障害者を雇用、法定雇用率 2.5%達成。	重度身体障害者を雇用、法定雇用率 2.5%達成。

【今後の方針】

- 合理的配慮に基づき、町の事業の一部委託について検討します。
- 現在(改定前)は法定雇用率 2.5%を達成しており、今後についても職員定員管理計画を踏まえ、法定雇用率を遵守すると共に更なる雇用促進を図ります。

(2) 福祉的就労と職業体験の支援

①町内での職業訓練・体験の場の拡充

【現状】

- 職場訓練や・体験の場を提供することによる福祉的就労支援により、雇用機会の拡充が求められています。

【今後の方針】

- トライアル雇用、ジョブコーチなどの制度が浸透しており、関係機関との連携を図り利用を促進します。
- 職業リハビリテーションの機会はハローワーク等でも取り組まれており、情報提供を図りながら利用を促進します。
- 町内で職業体験の場を確保することが望ましく、町や特別支援学校、ふれあい工房、町商工会、町内の事業者が連携して、町内で働くことを体験する場と機会の拡充を図ります。

②福祉的就労の支援

【現状】

- 福祉的就労支援による雇用機会の拡充には、具体的な施策の実施が求められます。
- 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために必要な措置を講じることが定めた障害者優先調達推進法により、清掃等の軽作業の活用を町で率先して促進しています。

【今後の方針】

- 自主生産品の優先活用、自主生産品特産化に向けた取り組みなど、一層の活用と情報提供等に努めます。
- 優先調達については、製品やサービスの活用を町で率先して促進するとともに、地域の事業者や町民に働きかけます。
- ふれあい工房を利用する前に見学してみたいという、特別支援学校や保護者からの問合せなどについてきめ細かな対応に努めます。
- 障害のある方の働く場について、共に考える場や就労制度の説明などに努め、就労を支援します。

3 多様な活動への参加の推進

(1) 活動の場・機会の拡充

①活動の場・活動の幅の拡充

【現状】

- 日中の過ごし方は、障害福祉サービスだけに限らず、より身近で気軽な場も必要といえます。また、作業所以外に過ごす場も求められます。

【今後の方針】

- 障害のある方同士が集まったり、地域の人と一緒に過ごすことができる場の確保と周知に努めます。
- 「よってみんさい屋」や「ふれあいサロン」、「地域活動支援センター」への障害のある方の参加を推進するなど地域での活動の場を創出します。

②障害者団体活動の支援

【現状】

- 町内には身体障害のある方と知的障害のある方の団体があり、相談活動や学習活動、スポーツ活動などが行われています。
- 団体への加入につながる支援として、平成 18 年度からは手帳交付時に当事者団体について紹介し、交付者の了解が得られた場合は団体につないできました。

【今後の方針】

- 当事者団体の活動に対し、社会福祉協議会と連携して、実施方法などを工夫して展開していきます。
- 制度やサービスの説明、情報提供などの出前講座なども開催します。
- 今後は当事者団体のなかでの見守り活動や、ボランティアとして地域に貢献する活動などについても取り入れていけるように働きかけます。
- 当事者団体としてのグループづくりを支援するとともに、各種活動への参加を呼びかけます。

③学習活動・地域活動・まちづくり活動への参加促進

【現状】

- 多様な活動の場への積極的参加を促すには、具体的な施策の実行が求められます。

【今後の方針】

- 興味や関心のある各種生涯学習活動、公民館活動、文化活動等に意欲的に参加できるように、学習内容や実施方法などを検討し、参加を呼びかけます。
- スポーツ・レクリエーション活動への参加は、健康づくりにも寄与する部分といえます。そうした活動への参加を促していきます。
- 気軽に楽しめる生涯スポーツなども広まってきており、障害のある方が参加しやすい種目の検討、施設面の配慮、指導員の確保等に取り組めます。
- まちづくりに関する委員会やボランティア活動、地域の活動などさまざまな活動への参加が広がるように、参加機会の確保と活動方法などを検討し、全庁的な取り組みを促進します。

(2) 参加を促進するための取り組み

【現状】

- 障害のある方の活動参加を促すために、移動手段の確保、施設面の改善、ボランティアや指導員等の確保が必要です。

【今後の方針】

- 身近な行事、これまで実施している講座や事業のなかから検討しながら順次取り組んでいきます。
- 情報・コミュニケーション手段の拡充に取り組んでいきます。

基本目標3 誰もが安心安全に暮らせるまちづくり

1 温もりの地域づくり

(1) 福祉学習の推進と相互理解の啓発

①福祉学習の推進

【現状】

- 福祉教育を通して、多くの人に障害者福祉の重要性に対して理解を促すことが求められます。

【今後の方針】

- 幼稚園や認定こども園、小・中学校で実施している福祉教育については、社会福祉協議会、各学校と連携して継続性のある展開に努めるとともに、学習活動を支援します。
- 生涯学習活動や地域活動のなかで、障害について考えたり、学習する機会を創出するとともに、ボランティア活動などに多くの町民の参加を呼びかけます。

②理解を深めるための啓発活動の推進

【現状】

- 福祉教育を通じた啓発活動の推進には、具体的な施策の実行が必要です。

【今後の方針】

- 人権を守るための啓発活動、障害についての理解を深めるための啓発活動は、あらゆる機会と場面をとらえて広報物、講演会などを有効に活用し継続して推進します。
- 障害の特性や障害の種類や程度による生活のしづらさなど、障害に対する正しい理解と認識が深まるように、継続して周知・啓発に努めます。

(2) 交流機会の拡充

① 気軽に集まれる場づくりの推進

【現状】

- 日中活動の場は訓練やサービスだけに限らず、余暇活動や地域での活動など多様性が求められます。
- 「よってみんない屋」や「ふれあいサロン」事業は、行政や地域の方がさまざまな形で関わったり、介護予防を取り入れるなどしており、地域の高齢の方が主に参加し、楽しみにしている方が増えています。

【今後の方針】

- 「よってみんない屋」や「ふれあいサロン」に障害のある方も一緒に参加する、又は障害のある方向けのサロンをつくるなど、気軽に集まれる場づくりに関係機関と連携して取り組みます。
- サロン事業に障害のある方がボランティアとして参加するなど、活動の場や幅が広がるような展開を図ります。

② 関係施設の地域化の促進

【現状】

- 障害のある方の交流機会の拡充には、関係施設のより一層の地域化が求められます。

【今後の方針】

- ふれあい工房や特別支援学校等が、地域に根ざした施設や障害のある方の支援拠点となるように、ふれあい工房や特別支援学校等からの地域への発信、地域の人に関わってもらえるための取り組み、サポーターづくりを支援します。

(3) 支え合い活動の推進

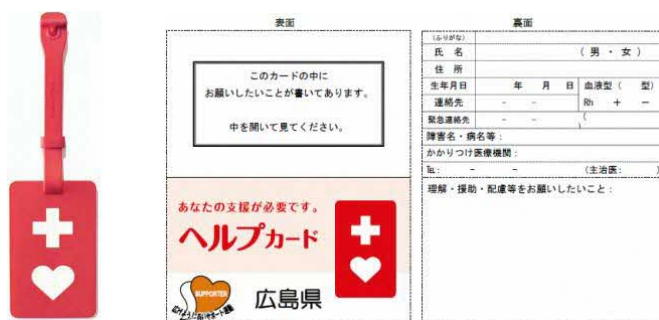
①支え合いの仕組みづくりと活動の支援

【現状】

- 互いに支え合う在宅サービスとして、できる人ができる時に、高齢の方や障害のある方、ひとり親家庭などで生活上困っている人への軽易な支援などを社会福祉協議会が窓口となり、かみじまネット事業(住民参加型在宅福祉サービス事業)を実施しています。
- 「あいサポート運動」の取り組みとして、ヘルプマーク・ヘルプカードの無償配布が平成29年より開始しており、普及に努めています。

【今後の方針】

- 障害のある方が、かみじまネット事業を利用することで活動の幅が広がり、安心が増えて自立した暮らしにつながるような取り組みを推進します。
- 「あいサポート運動」の推進を進め、日々の暮らしのなかに取り入れるように周知します。
- ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発に努めます。
- 障害のある方の活動の幅が広がり、安心して自立した暮らしにつながるような取り組みを推進します。



②地域福祉活動の推進

【現状】

- 地域での見守りや支え合い活動が展開されています。
- 住民参加型の福祉サービスを社会福祉協議会が窓口活動されています。

【今後の方針】

- 地域課題について、地域住民自らが主体となって課題解決を目指す取り組みを支援していきます。

2 安心安全な暮らしを支える地域づくり

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

①すべての人にやさしいまちづくりの推進

【現状】

- やさしいまちづくりの促進として、公共施設のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインの実現が求められています。

【今後の方針】

- 公共施設は、必要性和緊急性を踏まえてバリアフリー化を図るための整備と、障害のある方の利用に配慮したトイレの設置に努めます。
- 既存施設は、必要性等を踏まえ利用者等の意見を把握しながら改修に努めます。
- 交通安全施設の保守に努めます。
- ユニバーサルデザインの考え方をもとに、すべての人が快適に公共施設や道路を使えるように、町民と民間施設に働きかけていきます。
- バリアフリー情報等の周知に努めます。
- 広島県福祉のまちづくり条例の適用施設の整備に係る事前協議等を行い、施設のバリアフリー化を推進していきます。

②移動支援の推進

【現状】

- 町内を巡回しているおと姫バスは、町民に浸透しており、運行時間や運行コースなどより利用しやすくなるように努めています。
- 障害のある方や要介護認定を受けている方等を移送用車両で町内及び町外の医療機関などへ送迎する外出支援サービスを実施しています。
- 行動援護利用における移動支援として、利用者の安心安全な活動を行うため、人数増加に比例した時間数増加の検討が必要となっています。

平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
・おと姫バスの利用料金を半額に設定。(大人 50 円、子ども 30 円)	・おと姫バスの利用料金を半額に設定。(大人 50 円、子ども 30 円)	おと姫バスの利用料金を半額に設定。(大人 50 円、子ども 30 円)

【今後の方針】

- 居宅介護では通院介助、移動支援事業の障害福祉サービス、町の外出支援サービスや通院助成事業などの適切な利用を促進します。
- おと姫バスが、障害のある方の移動手段として利用されるように努めていきます。
- 住民ボランティアの方が、道路運送法上「許可・登録を要しない輸送」の方法により、高齢の方や障害のある方への買い物支援サービスの提供や実現、住み慣れた地域で生活を送ることにつなげます。

③居住環境の向上

【現状】

- 自宅で暮らしている障害のある方のために、長期的視点に立った居住環境の向上が求められます。

平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
・社会福祉法人が行う共同生活援助事業に町営住宅の使用を継続。 ・住宅新築・改築助成金交付事業を実施。	・社会福祉法人が行う共同生活援助事業に町営住宅の使用を継続。 ・住宅新築・改築助成金交付事業を実施。	・社会福祉法人が行う共同生活援助事業に町営住宅の使用を継続。 ・住宅新築・改築助成金交付事業を実施。

【今後の方針】

- 障害のある方が、安心して自宅で暮らし続けられるよう居住環境の向上につながる住宅改修助成事業の利用を促進します。
- グループホームの確保については、現在社会福祉法人が行う共同生活援助事業にグループホームオレンジハウスのサテライト(2人)を増床する予定となっています。引き続き居住環境の向上につなげていく取り組みを進めていきます。

(2) 防災対策と安心安全なまちづくりの推進

①高齢の方・障害のある方等災害弱者対策の推進

【現状】

- 災害時に援護が必要な高齢の方や障害のある方を事前に把握して、災害時に適切な支援ができるように、避難行動要支援者台帳の整備を進めています。
- 平成26年より防災情報(地震情報・気象情報・避難情報・国民保護情報など)をスマートフォンや携帯電話、パソコン等の端末に無料で配信しています。
- 福祉的配慮のある避難場所(福祉避難所)が町内に3か所あります。(美浜荘・大崎荘・みゆき)

平成30年度	令和元年度	令和2年度
・Jアラート情報伝達訓練に参加し、伝達訓練を実施。 ・西日本7月豪雨の際、避難要支援者に避難行動の支援を実施。 ・Jアラートの「防災メール」の登録について啓発を継続。 ・Jアラート伝達訓練、緊急地震速報訓練実施を継続。	・Jアラート情報伝達訓練に参加し、伝達訓練を実施。 ・Jアラートの「防災メール」の登録について啓発を継続。 ・Jアラート伝達訓練、緊急地震速報訓練実施を継続。	・Jアラート情報伝達訓練に参加し、伝達訓練を実施。 ・Jアラートの「防災メール」の登録について啓発を継続。 ・Jアラート伝達訓練、緊急地震速報訓練実施を継続。

【今後の方針】

- 大崎上島町地域防災計画に基づき、避難所の整備、避難路の確保、防災訓練と避難所の周知・啓発事業などの予防対策を継続して推進します。
- 個人情報保護への配慮や登録者の情報更新など、運用面での検討を行いながら、避難支援体制を整備し安心して暮らせる地域づくりを推進します。高齢の方や障害のある方に対し、防災訓練等への参加を促進します。
- Jアラート情報による「防災メール」の登録周知を進めます。
- 災害発災時における高齢の方、障害のある方への防災・災害情報のわかりやすい伝達手段の構築及び安心して避難所まで移動できる支援体制の整備を進めていきます。
- 障害のある方が避難所において、安心して避難所生活が送れるよう配慮していく取り組みを進めていきます。福祉避難所を町内3か所指定しており、福祉避難所と連携して、避難時の支援体制の整備に努めます。
- 地域防災計画に基づく、防災訓練の実施ができていないため、各地区の自主防災組織と連携を取り、訓練の実施を推進する必要があります。また、防災行政無線、聴力障害者用文字表示機能付個別受信機の活用を推進していきます。

②地域ぐるみ安全活動の推進

【現状】

- 安全・安心な地域生活の実現には、日頃からの理解促進、啓発活動が求められます。

平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
・交通安全週間における高齢者等への啓発。 ・警察の要請に伴い、消費者被害の注意喚起を防災行政無線で実施。	・交通安全週間における高齢者等への啓発。 ・警察の要請に伴い、消費者被害の注意喚起を防災行政無線で実施。	・交通安全週間における高齢者等への啓発。 ・警察の要請に伴い、消費者被害の注意喚起を防災行政無線で実施。

【今後の方針】

- 高齢の方や障害のある方が交通安全に関する認識を深められるように、地域の交通安全活動への参加を促進します。
- 防犯や消費生活に関しても、啓発と情報提供に努めます。
- 地域ぐるみの安全活動を促進し、防犯や消費者被害の防止に努めます。

③緊急時の体制確保と情報提供

【現状】

- ヘリポートを確保した町外への輸送体制と消防署との連携のもと、町内の救急体制を確保しています。
- 高齢者世帯や 70 歳以上のひとり暮らしの方、重度身体障害があるひとり暮らしの方を対象に、緊急通報装置(あんしん電話)を設置し、急病や災害等の緊急時に迅速に受信センター等に通報できる体制を整備しています。

【今後の方針】

- 緊急通報装置(あんしん電話)の適切な利用促進に努めます。
- 広報と情報提供手段の拡充を検討します。
- 緊急時に迅速な対応ができるよう周知と情報提供手段の拡充をすすめていき、利用促進に努めていきます。

④徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業

【現状】

- 高齢の方と障害のある方を対象に、徘徊のおそれのある高齢の方や障害のある方が行方不明になった場合、地域の支援を得て早期に発見できるように関係機関の支援体制づくりを進めています。

【今後の方針】

- 関係機関との連絡・調整を図るとともに、このような取り組みについて周知を図り、支援が必要な高齢の方や障害のある方の事前登録を促進します。

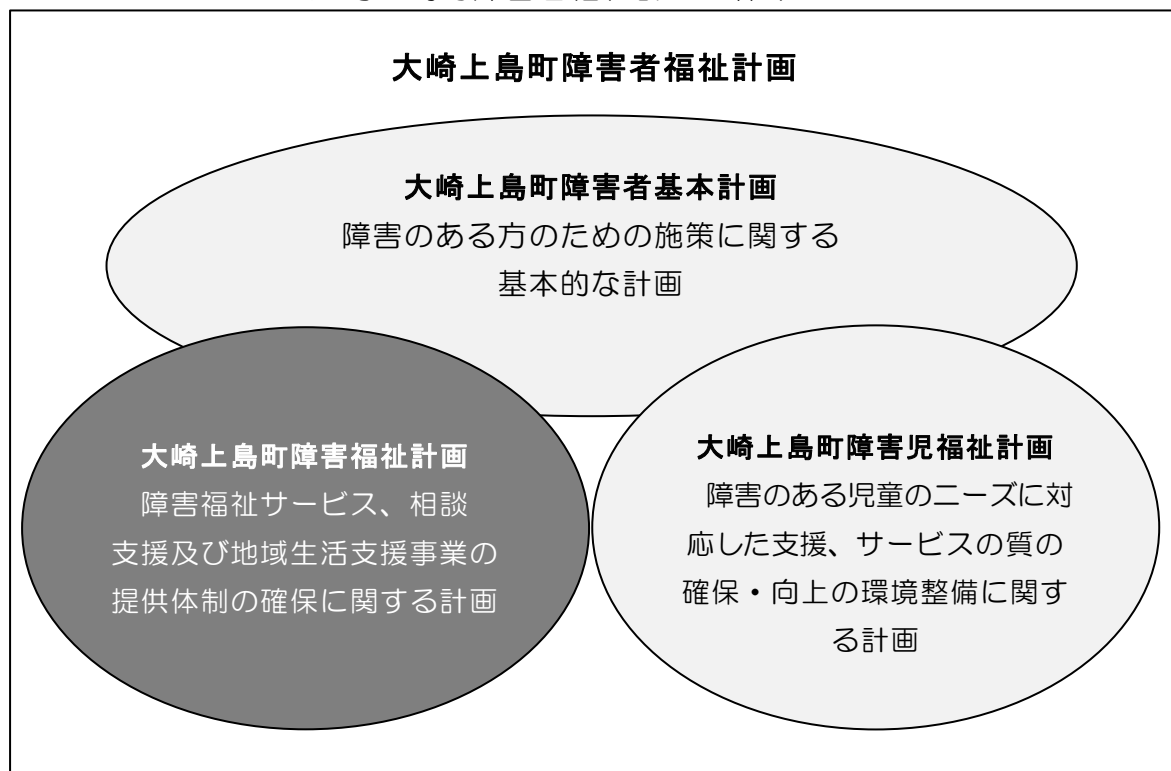
第3部 第6期大崎上島町障害福祉計画

第1章 障害福祉サービスの概要と目標

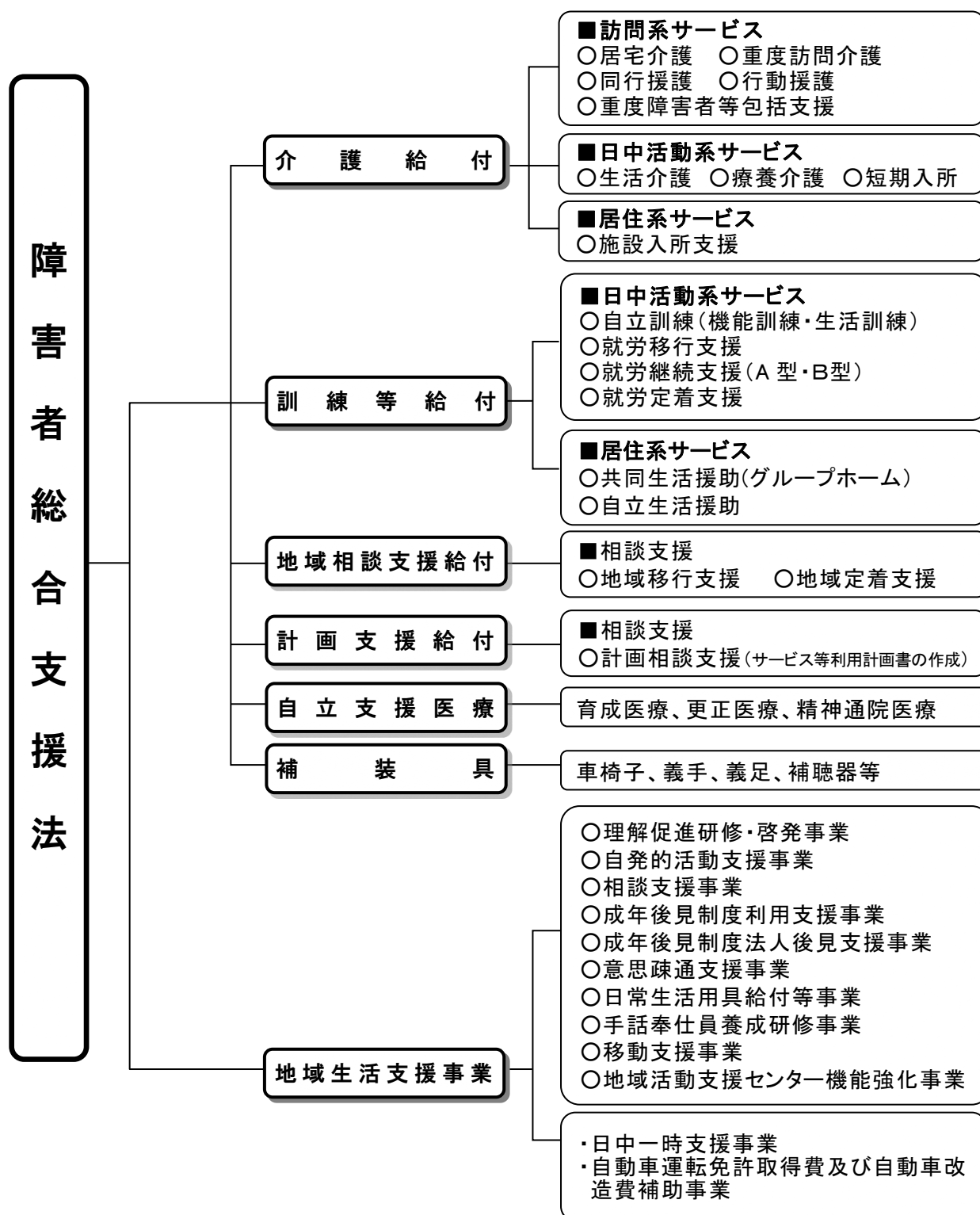
1 障害福祉サービスの概要

障害福祉計画・障害児福祉計画は次のように位置づけられます。

●大崎上島町障害者福祉計画の体系



●障害福祉サービスの体系（障害者総合支援法等に基づく福祉サービス）



●自立支援給付サービス

種類	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者その他の障害のある方で常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものに、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある方等につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。
	行動援護	障害のある方等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
	重度障害者等包括支援	重度の障害のある方等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。
	生活介護	障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害のある方であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
	療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害のある方であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害のある方等につき、当該施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。
	施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所する障害のある方につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

種類	サービス名		サービス内容
訓練等 給付	自立 訓練	機能訓練	身体障害のある方につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通所し、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害のある方の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
		生活訓練	知的障害又は精神障害を有する障害のある方につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通所し、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害のある方の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
	就労移行支援		就労を希望する 65 歳未満の障害のある方であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。
	就労継続支援	A型 (雇用型)	企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
		B型 (非雇用型)	一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50 歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するために必要な支援を行います。
	就労定着支援		就労移行支援などを利用して就業した方の就労を継続するために、事業所や家族との相談や連絡調整などの支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)		地域で共同生活を営むのに支障のない障害のある方につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助		障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する人に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある方への理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行います。
相談 支援 事業	計画相談支援		障害福祉サービス又は地域移行支援・地域定着支援を利用する障害のある方及び障害児相談支援で対象となるサービス以外の障害福祉サービスを利用する障害のある児童を対象に、それらのサービスを利用するにあたって必要となる「サービス等利用計画」を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行い、計画の見直しを行います。
	地域移行支援		障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援		居宅において単身で生活している障害のある方等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

2 成果目標

国の示す目標値設定にあたっての要点と考え方を踏まえ、本町の令和5年度の目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

<国の基本指針①>

令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

<町の目標値>

障害支援区分が比較的軽度で地域生活への移行が可能な方の状況等を把握し、施設入所から地域生活へ1人の移行をめざします。

	項目	人数・数値	考え方
令和元年度 末時点	施設入所者数 A	21 人	
令和5年度末 《目標値》	入所者数 B	20 人	
令和元年度 から5年度	削減見込み(A-B)	1 人	
令和元年度 から5年度	削減割合(A-B)/(A)	4.8%	※A から 1.6%以上の削減

<国の基本指針②>

令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

<町の目標値>

国の基本方針を勘案し、令和元年度末の施設入所者数21人のうち1人が、令和5年度末時点で自宅やグループホームなどの地域生活移行者となるよう設定しました。

	項目	人数・数値	考え方
令和元年度 から5年度 《目標値》	施設入所からの 地域生活移行者数 C	1 人	
令和元年度 から5年度 《目標値》	地域生活移行 (C/A)	4.8%	※A の6%以上

(2) 地域生活拠点等の整備

<国の基本指針>

令和5年度末までに、各市町村又は各障がい福祉圏域に少なくとも1つ以上の拠点を確保する。また、運用状況を検証及び検討する場を年1回以上確保する。

<町の目標値>

町内の障害福祉支援施設を中心に、令和5年度までに当該事業の要件に合致する地域生活支援拠点等を確保するよう協議を進めており、確保した後も有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施に向けた検討を進めます。

	項目	人数・数値	考え方
令和元年度	地域生活支援拠点等の整備箇所数	1か所	
令和5年度末 《目標値》	地域生活支援拠点等の整備箇所数	1か所	※原則各市町村に少なくとも1つ以上整備
	地域生活支援拠点等(システム)が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	1回/年	※原則年1回以上

(3) 福祉施設から一般就労への移行

<国の基本指針①>

就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続)を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者を令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。併せて以下についても、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

- ・ 就労移行支援事業：1.30倍以上
- ・ 就労継続支援A型事業：概ね1.26倍以上
- ・ 就労継続支援B型事業：概ね1.23倍以上

<町の目標値>

本町の一般就労移行者は令和元年度はいませんでした。令和5年度末には、1人の移行を目指します。

	項目	人数・数値	考え方
令和元年度	福祉施設利用者からの一般就労移行者数 A	0 人	
令和 5 年度末 《目標値》	福祉施設利用者からの一般就労移行者数 B	1 人	
令和元年度から 5年度	一般就労移行割合【倍】(B/A)	-	※1.27 倍以上
令和元年度	Bのうち、就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数 C	0 人	
令和 5 年度末 《目標値》	Bのうち、就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数 D	1 人	
令和元年度から 5年度	割合【倍】(D/C)	-	※1.30 倍以上
令和元年度	Bのうち、就労継続支援 A 型事業利用者からの一般就労移行者数 E	0 人	
令和 5 年度末 《目標値》	Bのうち、就労継続支援 A 型事業利用者からの一般就労移行者数 F	0 人	
令和元年度から 5年度	割合【倍】(F/E)	-	※1.26 倍以上
令和元年度	Bのうち、就労継続支援 B 型事業利用者からの一般就労移行者数 G	0 人	
令和 5 年度末 《目標値》	Bのうち、就労継続支援 B 型事業利用者からの一般就労移行者数 H	0 人	
令和元年度から 5年度	割合【倍】(H/G)	-	※1.23 倍以上

＜国の基本指針②＞

令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

＜町の目標値＞

町内には就労定着支援事業所はありません。

	項目	人数・数値	考え方
令和元年度	Aのうち就労定着支援事業の利用者数 I	0 人	
令和 5 年度末 《目標値》	Bのうち就労定着支援事業の利用者数 J	0 人	
令和元年度から 5年度	割合【倍】(J/I)	-	※Bの7割以上

＜国の基本指針③＞

令和 5 年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

＜町の目標値＞

平成30年度からの新たなサービスであることから、国の目標に準じて設定します。

	項目	人数・数値	考え方
令和元年度	就労定着支援事業所の数 K	0 か所	
令和元年度	Kのうち、就労定着率が8割以上の事業所数 L	0 か所	
令和5年度末 《目標値》	就労定着支援事業所の数 M	0 か所	
令和5年度末 《目標値》	Mのうち、就労定着率が8割以上の事業所数 N	0 か所	
令和元年度から 5年度	割合【倍】(N/M)	－	※Mの7割以上

(4) 相談支援体制の充実・強化等

＜国の基本指針＞

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

＜町の目標値＞

地域自立支援協議会を活用して、地域の相談体制について関係者で協議し、充実を図ります。

	項目	人数・数値	考え方
令和5年度末 《目標値》	体制確保の有無	有	

(5) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

＜国の基本指針＞

令和5年度末までに都道府県及び市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とする。

＜町の目標値＞

町内及び圏域内の障がい福祉サービス事業所の状況把握と福祉人材の育成、事務の効率化などを進めることで、障がい福祉サービスの質の向上を図ります。

	項目	人数・数値	考え方
令和5年度末 《目標値》	体制構築の有無	有	

第2章 自立支援給付サービスの推進

1 介護給付・訓練等給付サービスの見込みと確保策

(1) 訪問系サービス

第5期計画期間は、見込みより少ない実績で推移していますが、利用者はほぼ横ばいか微増となっています。居宅介護利用者は令和元年度以降は14人、重度訪問介護は2人、行動援護は令和元年度以降は4人、同行援護は令和元年度以降は1人となっています。町内の事業者を中心にサービス提供体制を確保し利用量を見込みます。

●第5期計画期間の計画・実績

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	時間／月(計画)	300	300	300
	時間／月(実績)	132	112	119
	実人／月(計画)	25	25	25
	実人／月(実績)	12	14	14
重度訪問介護	時間／月(計画)	200	200	200
	時間／月(実績)	0	0	0
	実人／月(計画)	2	2	2
	実人／月(実績)	0	0	0
行動援護	時間／月(計画)	30	40	50
	時間／月(実績)	46	48	83
	実人／月(計画)	3	4	5
	実人／月(実績)	2	4	4
重度障害者等 包括支援	時間／月(計画)	20	20	20
	時間／月(実績)	0	0	0
	実人／月(計画)	2	2	2
	実人／月(実績)	0	0	0
同行援護	時間／月(計画)	30	30	30
	時間／月(実績)	0	6	8
	実人／月(計画)	3	3	3
	実人／月(実績)	0	1	1
訪問系 計	時間／月(計画)	580	590	600
	時間／月(実績)	178	166	210
	実人／月(計画)	35	36	37
	実人／月(実績)	14	19	19

●第6期計画期間の見込み

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間／月	139	151	156
	実人／月	15	16	17
重度訪問介護	時間／月	20	20	20
	実人／月	1	1	1
行動援護	時間／月	59	59	59
	実人／月	6	7	8
重度障害者等包括支援	時間／月	0	0	0
	実人／月	0	0	0
同行援護	時間／月	7	7	7
	実人／月	1	1	1
訪問系 計	時間／月	225	237	242
	実人／月	23	25	27

(2) 日中活動系サービス

利用者数は第5期計画よりはやや少ない人数ですが、増加しており、就労継続B型は計画値を上回る利用となっています。町内の事業者を中心にサービス提供体制を確保し、第5期の実績を踏まえ、設定するものとします。

●第5期計画期間の計画・実績

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	延人日／月(計画)	700	700	700
	延人日／月(実績)	588	688	725
	実人／月(計画)	36	37	37
	実人／月(実績)	28	32	35
自立支援 (機能訓練)	延人日／月(計画)	20	0	0
	延人日／月(実績)	0	0	0
	実人／月(計画)	1	0	0
	実人／月(実績)	0	0	0
自立支援 (生活訓練)	延人日／月(計画)	20	20	0
	延人日／月(実績)	0	0	0
	実人／月(計画)	1	1	0
	実人／月(実績)	0	0	0
就労移行支援	延人日／月(計画)	200	200	200
	延人日／月(実績)	0	0	0
	実人／月(計画)	10	10	10
	実人／月(実績)	0	0	0
就労継続支援 (A型)	延人日／月(計画)	22	22	22
	延人日／月(実績)	0	0	0
	実人／月(計画)	1	1	1
	実人／月(実績)	0	0	0
就労継続支援 (B型)	延人日／月(計画)	550	550	550
	延人日／月(実績)	660	782	706
	実人／月(計画)	30	30	30
	実人／月(実績)	33	38	36
就労定着支援	実人／月(計画)	1	1	1
	実人／月(実績)	0	0	0
療養介護	実人／月(計画)	3	3	3
	実人／月(実績)	2	3	3
日中活動系 計	延人日／月(計画)	1,512	1,492	1,472
	延人日／月(実績)	1,248	1,470	1,431
	実人／月(計画)	82	82	81
	実人／月(実績)	63	73	74

事業名	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
短期入所 (福祉型)	延入日／月(計画)	40	40	40
	延入日／月(実績)	36	28	28
	実人／月(計画)	5	5	5
	実人／月(実績)	4	3	3
短期入所 (医療型)	延入日／月(計画)	10	10	10
	延入日／月(実績)	0	0	0
	実人／月(計画)	1	1	1
	実人／月(実績)	0	0	0

●第6期計画期間の見込み

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	延入日／月	801	864	927
	実人／月	38	41	44
自立支援(機能訓練)	延入日／月	0	0	0
	実人／月	0	0	0
自立支援(生活訓練)	延入日／月	0	0	0
	実人／月	0	0	0
就労移行支援	延入日／月	0	0	10
	実人／月	0	0	1
就労継続支援(A型)	延入日／月	20	20	20
	実人／月	1	1	1
就労継続支援(B型)	延入日／月	758	795	835
	実人／月	38	40	42
就労定着支援	実人／月	0	0	1
療養介護	実人／月	3	3	3
日中活動系 計	延入日／月	2,807	1,659	1,772
	実人／月	79	84	91
短期入所(福祉型)	延入日／月	28	28	28
	実人／月	3	3	3
短期入所(医療型)	延入日／月	0	0	0
	実人／月	0	0	0

(3) 居住系サービス

第5期期間中は施設入所が18人から21人に微増しましたが、計画値よりは少ない入所者数で推移しました。共同生活援助（グループホーム）は毎年度24人が利用しており、概ね計画どおりの推移となっています。自立生活援助の利用者はみられませんでした。

第6期計画期間は以下の利用を見込み、施設入所支援は1人減少を目標とします。

●第5期計画期間の計画・実績

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所支援	実人／月（計画）	25	24	23
	実人／月（実績）	18	21	21
共同生活援助	実人／月（計画）	23	25	25
	実人／月（実績）	24	24	24
自立生活援助	実人／月（計画）	1	1	1
	実人／月（実績）	0	0	0

●第6期計画期間の見込み

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	実人／月	21	20	20
共同生活援助	実人／月	25	25	25
自立生活援助	実人／月	1	2	3

(4) その他の活動指標

障害のある方の親亡き後の暮らしの支援、精神障害のある方の地域移行を促進します。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	活動指標（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	15人	15人	15人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	0人／月	0人／月	0人／月
精神障害者の地域定着支援	0人／月	0人／月	0人／月
精神障害者の共同生活援助	3人／月	3人／月	3人／月
精神障害者の自立生活援助	1人／月	1人／月	1人／月

2 その他の自立支援給付サービス

(1) 計画相談支援

相談支援において、サービス等利用計画案を支給決定の参考とするために作成し、支給決定後、決定した内容に基づきサービス等利用計画を作成しています。

計画相談支援は、これまでの実績に応じて見込みを設定します。また、地域移行支援や地域定着支援は、第5期期間中は利用がありませんでしたが、今後の利用を見込み設定します。

●第5期計画期間の計画・実績

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	人/月(計画)	6	6	6
	人/月(実績)	4	14	9
地域移行支援	人/月(計画)	3	3	3
	人/月(実績)	0	0	0
地域定着支援	人/月(計画)	3	3	3
	人/月(実績)	0	0	0

●第6期計画期間の見込み

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	10	12	14
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	1

(2) 自立支援医療費の支給

医療を提供するサービスとしては、自立支援医療費と療養介護医療費の支給があり、従来の更生医療・育成医療・精神通院医療の3つの公費負担医療制度が再編され、自立支援医療として実施しています。

(3) 補装具費の支給

補装具等を提供するサービスとしては、補装具費の給付と日常生活用具給付があります。これまでの補装具給付制度と日常生活用具給付等事業は、自立支援給付において個別給付する補装具費と、地域生活支援事業による日常生活用具給付に再編されています。

支給決定は、町が実施するため、相談等適切な対応に努めます。

第3章 地域生活支援事業の推進

1 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業とは、国の実施要綱メニューから地域の実情に応じて、市町村が実施する事業で、必須事業と任意事業があります。

●大崎上島町地域生活支援事業一覧

種類		事業内容等
必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深める研修会やイベントの開催や啓発活動などを行う。
	自発的活動支援事業	地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、ボランティア活動など）を支援する。
	相談支援事業	障害者相談支援事業 相談の専門員を設置し、障害者福祉に関する相談支援を行う。
		機能強化事業 一般的な相談に加え専門的な職員を配置し、困難なケース等への対応を強化する。
		住宅入居等支援事業 一般住宅等への入居希望者に、入居に必要な調整等・家主等への相談・助言も含める支援を行う。
	成年後見制度利用支援事業	知的又は精神障害のある方等で、成年後見制度の適用が必要な者に利用のための支援を行う。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある方の権利擁護を図る。
	地域自立支援協議会	相談支援をはじめとして、地域の障害福祉に関する協議の場として、設置する。
	意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 障害のある方と障害のない方の意思疎通を支援するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。
	日常生活用具給付等事業	重度の障害のある方に対し、給付又は貸与して日常生活の向上を図る。障害やその程度により給付用具が異なる。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある方等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方に対し、ヘルパーなどが外出の支援を行う。
任意事業	地域活動支援センター機能強化事業	障害のある方の日中の活動の場とし、活動や生産活動の機会を提供し、社会交流の促進を図る。
	福祉ホーム事業	入居前の住所が本町の利用者がいる福祉ホームに対して運営費を補助する。
	日中一時支援事業	通所して日中活動の場の提供、見守り、社会適応訓練を行う。
	社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 障害のある方の社会参加活動への参加を促進するため、行事を開催し、身体・知的・精神障害のある方等の参加を促進する。
		自動車運転免許取得費助成事業 身体障害者手帳所持者等で就労、通院等のため免許を取得した方に、自動車運転免許取得費用を助成（限度額 10 万円）。
		自動車改造費給付事業 身体障害者手帳所持者で自ら所有し、運転する自動車の改造が必要な方に自動車改造費用を給付（限度額 10 万円）。

2 地域生活支援事業の見込みと実施方策

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

町民に対して、障害のある方に対する理解を深めるため啓発パンフレットの配布を実施します。

●第5期計画期間の実績

事業名	単位・区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	実施(計画)	有	有	有
	実施(実績)	有	有	有

●第6期計画期間の見込み

事業名	単位・区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	有	有	有

②自発的活動支援事業

障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。今後の実施について検討します。

●第5期計画期間の実績

事業名	単位・区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自発的活動支援事業	実施(計画)	検討	検討	検討
	実施(実績)	検討	検討	検討

●第6期計画期間の見込み

事業名	単位・区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施	検討(無)	検討(無)	実施(有)

③相談支援事業

障害者相談支援事業については、町外3事業所に加え、町内1事業所の体制を確保して実施しており、障害の違いなどにも対応した相談体制として機能し、ネットワークを活かした対応に努めます。

相談支援事業所と連携して相談支援の拡充を図ります。

●第5期計画期間の実績

事業名	単位・区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害者相談支援事業	実施か所(計画)	4	4	4
	実施か所(実績)	4	4	4
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施(計画)	有	有	有
	実施(実績)	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施か所(計画)	有	有	有
	実施か所(実績)	有	有	有

●第6期計画期間の見込み

事業名	単位・区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施か所	4	4	4
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度利用支援事業は必須事業になり、成年後見制度に関する相談は増えておりますが、第5期計画期間に利用者はみられませんでした。引き続き対応できる体制を確保し、相談等に対応するとともに、制度の周知に努めます。

●第5期計画期間の実績

事業名	単位・区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	実施(計画)	有	有	有
	実施(実績)	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施(計画)	無	無	無
	実施(実績)	無	無	有

●第6期計画期間の見込み

事業名	単位・区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	年間実利用者	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施	有	有	有

⑤地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、これまでの取り組みを活かし、関係機関等とのネットワークをさらに強化し、様々な課題の解決に向けての協議、サービスの質の向上などを行い、障害のある方を支える体制の充実を図ります。

●第5期計画期間の実績

事業名	単位・区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域自立支援協議会	実施(計画)	有	有	有
	実施(実績)	有	有	有

●第6期計画期間の見込み

事業名	単位・区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

これまで利用がありませんが、利用希望に応じて手話通訳者等を派遣できる体制となっており、今後は利用ニーズを把握するよう努めます。

●第5期計画期間の実績

事業名	単位・区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者等派遣事業	実利用者(計画)	0	0	0
	実利用者(実績)	0	0	0
手話通訳者設置事業	設置数(計画)	0	0	0
	設置数(実績)	0	0	0
要約筆記者等派遣事業	実利用者(計画)	0	0	0
	実利用者(実績)	0	0	0

●第6期計画期間の見込み

事業名	単位・区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者等派遣事業	実利用者	1	1	1
手話通訳者設置事業	実設置数	0	0	0
要約筆記者等派遣事業	実利用者	0	0	0

⑦日常生活用具給付等事業

利用状況を勘案して同程度で見込み、排泄管理支援用具については増加傾向と見込み、適切な利用を促進します。

●第5期計画期間の実績

事業名	単位・区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	年間件数(計画)	1	1	1
	年間件数(実績)	0	0	0
自立生活支援用具	年間件数(計画)	1	1	1
	年間件数(実績)	0	1	0
在宅療養等支援用具	年間件数(計画)	1	1	1
	年間件数(実績)	1	6	0
情報・意思疎通支援用具	年間件数(計画)	1	1	1
	年間件数(実績)	1	0	0
排泄管理支援用具	年間件数(計画)	300	312	324
	年間件数(実績)	292	297	300
居宅生活動作補助用具	年間件数(計画)	1	1	1
	年間件数(実績)	1	1	0

●第6期計画期間の見込み

事業名	単位・区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	年間給件数	0	0	0
自立生活支援用具	年間給件数	0	0	0
在宅療養等支援用具	年間給件数	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	年間給件数	0	0	0
排泄管理支援用具	年間給件数	296	296	296
居宅生活動作補助用具	年間給件数	1	1	1

⑧手話奉仕員養成研修事業

今後の実施について検討します。

●第5期計画期間の実績

事業名	単位・区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
手話奉仕員養成 研修事業	登録者(計画)	0	0	0
	登録者(実績)	0	0	0

●第6期計画期間の見込み

事業名	単位・区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成 研修事業	登録数	0	0	0

⑨移動支援事業

移動支援については、利用ニーズを把握しながら実施します。第6期計画期間中は、2人程度を見込み、利用ニーズの把握に努めます。

●第5期計画期間の実績

事業名	単位・区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	月実利用者(計画)	3	3	3
	月実利用者(実績)	1.1	1	1
	月延利用時間(計画)	290	290	290
	月延利用時間(実績)	15.3	19.3	4.1

●第6期計画期間の見込み

事業名	単位・区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	月実利用者	2	2	2
	月利用時間	35	35	35

⑩地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターの利用を見込んでいましたが、利用がみられなかったことから、第6期は1か所を確保し、利用希望があった場合は円滑に利用できるように努めます。

●第5期計画期間の実績

事業名	単位・区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域活動支援センター	実施か所数(計画)	1	1	1
	実施か所数(実績)	1	1	1
	実利用者数/月(計画)	30	30	30
	実利用者数/月(実績)	-	-	-

●第6期計画期間の見込み

事業名	単位・区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	実施か所数	1	1	1
	実利用者数/月	0	0	0

(2) その他の事業

①福祉ホーム事業

近年利用がないため、第6期に利用者は見込みませんが、希望があった場合には迅速に対応できるように努めます。

●第5期計画期間の実績

事業名	単位・区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉ホーム事業	実利用者数/月(計画)	0	0	0
	実利用者数/月(実績)	0	0	0

●第6期計画期間の見込み

事業名	単位・区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム事業	実利用者数/月	0	0	0

②日中一時支援事業

利用はほぼ横ばいですがニーズはあるため、月1人の利用を見込みます。

●第5期計画期間の実績

事業名	単位・区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中一時支援事業	月延日数(計画)	10	10	10
	月延日数(実績)	10	10	10
	月実利用者(計画)	3	3	3
	月実利用者(実績)	1	1	1

●第6期計画期間の見込み

事業名	単位・区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	延日数/月	6	6	6
	実利用者数/月	1	1	1

③社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション教室開催事業を実施しており、今後も継続します。自動車運転免許取得費助成事業や自動車改造費給付事業については、今後も一定の利用を見込みます。

●第5期計画期間の実績

事業名	単位・区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	実施(計画)	有	有	有
	実施(実績)	有	有	無
自動車運転免許取得費助成 事業・自動車改造費助成事業	年実利用者(計画)	1	1	1
	年実利用者(実績)	0	0	1

●第6期計画期間の見込み

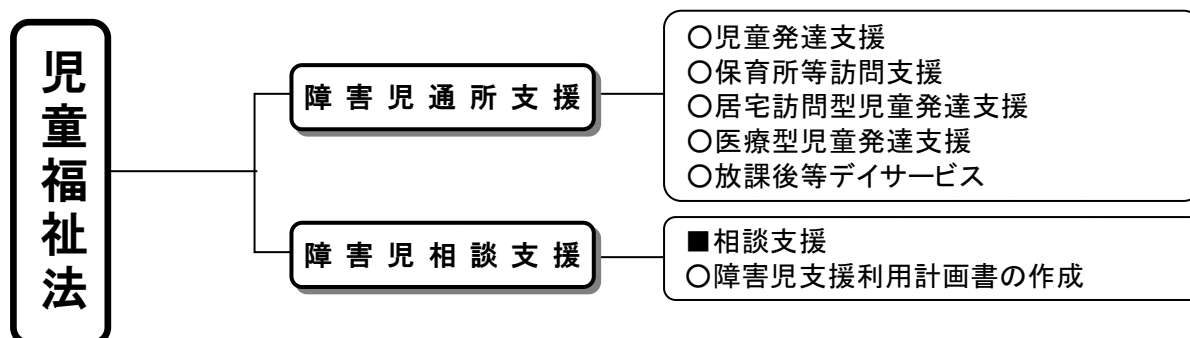
事業名	単位・区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	実施	有	有	有
自動車運転免許取得費助成 事業・自動車改造費助成事業	年実利用者	1	1	1

第4部 第2期大崎上島町障害児福祉計画

第1章 障害児福祉サービスの概要と目標

1 障害児福祉サービスの概要

●障害児福祉サービスの体系（児童福祉法に基づく福祉サービス）



●障害児福祉サービス

サービス名	サービス内容
児童発達支援	児童発達支援センター等に障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供します。
医療型児童発達支援	障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供します。
放課後等デイサービス	就学している障害のある児童について、授業の終了後又は休業日に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所・幼稚園・小学校等に通う障害のある児童について、当該施設を訪問し、当該施設における障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出をすることが困難な重度の障害のある児童を対象に、居宅を訪問して基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の給付決定等について、障害児支援利用計画書の作成、関係者との連絡調整、障害児通所支援の利用状況の検証、給付決定等に係る申請の勧奨等を行います。
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進します。

2 成果目標

<国の基本指針①>

令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町に1か所以上若しくは圏域で設置する。

<町の目標>

圏域で協議を行い、児童発達支援センターの設置を目指します。

	項目	人数・数値	考え方
令和5年度末 《目標値》	児童発達支援センターの設置数	1 か所	※原則各市町に少なくとも1つ整備(圏域設置も可)

<国の基本指針②>

令和5年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

<町の目標>

本町に実施機関がなく他市町にある施設を利用しているのが現状であるため、期間中に体制の構築は行わないものとします。ただし実施機関ができた場合は検討を行います。

	項目	人数・数値	考え方
令和5年度末 《目標値》	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築(体制)	—	※原則各市町で整備

<国の基本指針③>

令和5年度末までに児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町若しくは圏域に1か所以上設置する。

<町の目標値>

現在は本町に事業所がないため、他市町にある事業所を利用しているのが現状ですが、令和5年度末までに、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置を目指します。

	項目	人数・数値	考え方
令和5年度末 《目標値》	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1 か所	※原則各市町に少なくとも1つ整備(圏域設置も可)
令和5年度末 《目標値》	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1 か所	※原則各市町に少なくとも1つ整備(圏域設置も可)

<国の基本指針④>

令和5年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

＜町の目標値＞

協議の場の設置及びコーディネーターの配置については、令和5年度末までの整備を目指します。

	項目	人数・数値	考え方
令和5年度末 《目標値》	医療的ケア児支援のための協議の場の設置数	1 か所	※原則各市町に整備（市町単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も可）
令和5年度末 《目標値》	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	1 人	※原則各市町に整備（市町単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も可）

第2章 障害児福祉サービス等の推進

1 障害児福祉サービス実績・見込み量と確保の方策

①児童発達支援

支援が必要な就学前児童に対し、日常生活に必要な基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等、専門的な支援を行うサービスです。

計画値よりも実績値が上回ったことから、実績に応じて見込み値を設定します。

②保育所等訪問支援

作業療法士等の専門職が、サポートを必要とする児童の通園する保育所等に訪問し、集団生活への適応訓練等、専門的な支援を行うサービスです。

これまで実績としてないため、本計画期間は見込みませんが、必要に応じて対応を行います。

③放課後等デイサービス

小・中・高等学校の授業終了後や休日に生活能力の向上に必要な訓練や支援を行うサービスです。利用は見込んでいませんでしたが、実際は休日を中心に町外での利用がありました。次期計画期間中も、利用を見込みます。放課後等児童デイサービスの試験的運用が開始されたことから、事業所等の動向や意向を踏まえ、町内での実施を進めます。

④医療型児童発達支援

障害のある児童に、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与と治療を行うための施設で、福祉サービスに併せて治療を行います。利用がなかったことから、今回は利用を見込みませんが、必要に応じて対応を行います。

⑤居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問して基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。今回は利用を見込みませんが、必要に応じて対応を行います。

⑥障害児相談支援

児童発達支援・放課後等デイサービス等の支給決定を受けた児童とその保護者が、必要なサービスを適正に利用できるよう、その児童の心身状況やおかれている環境、利用に関する意向、その他の事情等を勘案してサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービスです。

次期計画期間中も第1期計画期間の計画値と同程度の利用を見込みます。

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

町内の医療的ケア児の人数等を勘案し、今期計画期間中の配置に努めます。

●第5期計画期間の計画・実績

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	月延人日(計画)	10	10	10
	月延人日(実績)	14	8	2
	月実人(計画)	2	2	2
	月実人(実績)	7	3	1
保育所等 訪問支援	月延人日(計画)	0	0	0
	月延人日(実績)	0	0	0
	月実人(計画)	0	0	0
	月実人(実績)	0	0	0
放課後等 デイサービス	月延人日(計画)	3	3	3
	月延人日(実績)	3	2	4
	月実人(計画)	2	2	2
	月実人(実績)	3	2	2
医療型児童 発達支援	月延人日(計画)	0	0	0
	月延人日(実績)	0	0	0
	月実人(計画)	0	0	0
	月実人(実績)	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	月延人日(計画)	0	0	0
	月延人日(実績)	0	0	0
	月実人(計画)	0	0	0
	月実人(実績)	0	0	0
障害児相談支援	月延人日(計画)	1	1	1
	月延人日(実績)	0	0	0
医療的ケア児 コーディネーター	人(計画)	0	0	0
	人(実績)	0	0	0

●第6期計画期間の見込み

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	月延人日	7	9	11
	月実人	3	3	3
保育所等訪問支援	月延人日	0	0	0
	月実人	0	0	0
放課後等デイサービス	月延人日	0	56	56
	月実人	0	7	7
医療型児童発達支援	月延人日	0	0	0
	月実人	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	月延人日	0	0	0
	月実人	0	0	0
障害児相談支援	月実人	1	1	1
医療的ケア児 コーディネーター	人	0	0	1

2 障害のある児童の子育て支援・発達障害者等への支援

利用ニーズを踏まえた受入れ体制の整備・確保、発達障害者等の支援を引き続き推進します。

	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量（人）	活動指標（見込み）（人）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定こども園	1	1	1	1
放課後児童健全育成事業	0	0	0	0

発達障害者等の支援	活動指標（見込み）（人）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	3	3	3
ペアレントメンターの人数	3	3	3
ピアサポートの活動への参加人数	0	0	0

第5部 資料編

1 大崎上島町障害福祉計画策定会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における障害者福祉の推進を図るための計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定するに際し、障害者福祉に関連する分野の関係者等から広く意見を求め、総合的な計画とするための大崎上島町障害者福祉計画策定会議（以下「策定会議」という。）の開催について必要な事項を定めるものとする。

(研究事項)

第2条 策定会議は、次に掲げる研究を行う。

- (1) 大崎上島町の障害者福祉の現状及び実態・意向調査等の結果に基づき、障害福祉計画に掲げる施策及び具体的な事業種目の研究
- (2) 前号の施策及び事業種目に係る目標値の研究

(構成)

第3条 策定会議は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 町議会議員
- (2) 医師会の代表者
- (3) 事業者団体の代表者
- (4) 障害者団体の代表者
- (5) 教育・就労機関の職員
- (6) 町社会福祉協議会の代表者
- (7) 町職員
- (8) その他障害者福祉に関連する専門職にある者

2 策定会議に会長及び副会長を置く。

3 会長は、委員の中から委員の互選により選出する。

4 会長は、会議を主宰する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、町長が委嘱した日から当該年度末日までとする。

2 委員に欠員が生じ、その補充のために町長が委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(策定会議)

第5条 会長は、必要に応じて策定会議を招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、策定会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 会長は、第2条に掲げる事項の結果を町長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月17日から施行する。

(特例措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行日以後最初に開催する策定会議は、町長が招集するものとする。

2 大崎上島町障害福祉計画策定会議委員名簿

構 成	名 前	所 属	
会長	藤原 金生	大崎上島町社会福祉協議会	事務局長
副会長	谷川 弘人	大崎上島町身体障害者福祉協議会	会長
委員	越田 賢一	大崎上島町議会	副議長
	萬谷 英二	広島県立三原特別支援学校大崎分教室	教頭
	玉田 博満	大崎上島障害児者わかばの会	会長
	山本 剛功	家族の会	家族代表
	池本 善典	指定障害福祉サービス事業所ふれあい工房	施設長
	森木 聡人	障害福祉サービス事業所 Bee-Hive	施設長
	寺本 誠子	地域支援センターまいらいふ	センター長
	石原 裕子	地域生活支援センター365	センター長
	畝 大樹	広島中央障害者就業・生活支援センター	主任就業支援ワーカー
	松浦 真英	清光寺	住職
	射場 一光	豊田郡医師会	医師会代表
	土本 洋子	大崎上島町生活サポートセンターI らんど	相談員
	安本 美保子	大崎上島町生活サポートセンターI らんど	相談員
	竹下 良二	保健衛生課	課長
	有田 芳徳	教育委員会教育課	課長
	池田 真二	福祉課	課長
事務局	宮地 丈彦	福祉課福祉指導係	係長
	石田 良美	保健衛生課保健指導係	主査

3 策定経過

年月日	内容
令和2年7月31日～ 8月19日	住民意識調査の実施
令和2年9月	障害福祉サービス事業所への意見聴取の実施
令和2年10月30日	第1回 大崎上島町障害福祉計画策定会議 (1) 第5期障害福祉計画策定後における検証について (2) 第6期障害福祉計画策定計画の指針について (3) 住民意識調査（アンケート）結果報告
令和3年1月27日～ 2月8日	第2回 大崎上島町障害福祉計画策定会議（書面審議） (1) 第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画骨子案について
令和3年3月8日	第3回 大崎上島町障害福祉計画策定会議 (1) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（計画案）について

4 参考（障害者手帳について）

参考資料として、各種障害者手帳の範囲を広島県ホームページにある説明を抜粋して示します。

(1) 身体障害者手帳

法別表(第4条, 第5条, 第16条関係)では、身体障害者の範囲を下記のとおり定められています。

別表（第4条, 第5条, 第16条関係）

- 一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの
 - 1 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が、それぞれ 0.1 以下のもの
 - 2 一眼の視力が 0.02 以下、他眼の視力が 0.6 以下のもの
 - 3 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内のもの
 - 4 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの
 - 1 両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 デシベル以上のもの
 - 2 一耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの
 - 3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの
 - 4 平衡機能の著しい障害
- 三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
 - 1 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
 - 2 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの
- 四 次に掲げる肢体不自由
 - 1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの
 - 2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
 - 3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
 - 4 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で永続するもの
 - 6 1 から 5 までに掲げるもののほか、その程度が 1 から 5 までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 五 心臓、じん臓又は呼吸器の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

（広島県ホームページより抜粋）

なお、別表の五に規定する「その他政令で定める障害」については、法施行令に次のように定められています。

政令で定める障害
第 36 条
法別表第五号に規定する政令で定める障害は、次に掲げる機能の障害とする。
一 ぼうこう又は直腸の機能
二 小腸の機能
三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能
四 肝臓の機能

(広島県ホームページより抜粋)

(2) 療育手帳

広島県の療育手帳の障害程度は、下記の判定基準により総合的に判断し、必要に応じて援助方針会議で決定することとなっています。

区分	手帳の表記	判定基準
最重度	A	知能障害の程度が重度(知能指数 35 以下)であり、身体障害(肢体不自由)1～2 級を合併しているか、社会適応能力が日常生活において常時特別の支援を要する程度の人。
重度	A	知能障害の程度が重度(知能指数 35 以下)であるか、中度(知能指数 36 以上 50 以下)であっても社会適応能力が日常生活において常時支援を要する程度の人、もしくは中度であっても身体障害(肢体不自由・視覚障害・聴覚障害)1～3 級を合併している人。
中度	B	知能障害の程度が中度(知能指数 36 以上 50 以下)であるか、軽度(知能指数 51 以上 75 以下)であっても社会適応能力が日常生活において常時支援を要する程度の人。
軽度	B	知能障害の程度が軽度(知能指数 51 以上 75 以下)であり、社会適応能力が日常生活において支援を要する程度の人。

(広島県ホームページより抜粋)

(3) 精神障害者保健福祉手帳

障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから 1 級、2 級及び 3 級とし、各級の障害の状態は、それぞれ下記の通りに定めることとなっています。

区分	判定基準
1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(広島県ホームページより抜粋)

大崎上島町障害者福祉計画

発行／令和 3 年 3 月

広島県大崎上島町

〒725-0401 広島県豊田郡大崎上島町木江 4968

TEL (0846) 62-0301 FAX (0846) 62-0304

